

泉区連合自治会町内会長会 7月定例会

開催日時 令和8年7月17日（金）
14:30～

1 市連会7月定例会報告事項

- (1) 横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び「球根ミックス花壇づくり」の募集等について
【脱炭素・GREEN×EXPO 推進局】
・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(7)で説明〕
- (2) 「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について
【政策経営・国際戦略局】
・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(8)で説明〕
- (3) 横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う市民アンケート等の実施について
【都市整備局】・・・・・・・・〔依頼報告事項(6)で説明〕
- (4) 令和8年度地域の担い手創出支援事業 「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について
【市民局】・・・・・・・・・・・・・・・・〔依頼報告事項(10)で説明〕

2 依頼報告事項

(1) 泉区の治安情勢等について (担当・説明：泉警察署)	情報提供 資料1
----------------------------------	-------------

(2) 令和8年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費取りまとめのお願い (担当・説明：泉区社会福祉協議会)	協力依頼 資料2 ● ＜広報よこはま掲載：なし＞
---	--------------------------------

令和8年度賛助会費について、各自治会町内会へ協力を依頼します。
(連合別に、地区のチラシ及び賛助会費目標額一覧を席上配布します。)

◆依頼事項

自治会町内会長への協力依頼です。(※議案提出団体から直接送付します)

(3) 土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について (担当・説明：神奈川県横浜川崎治水事務所)	情報提供 資料3 ★ ＜広報よこはま掲載：あり（8月号）＞
---	-------------------------------------

県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、泉区の調査結果を令和8年7月末に公表します。

基礎調査結果（区域図(案)）は、県ホームページ神奈川県土砂災害情報ポータルや、横浜川崎治水事務所、県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口で、閲覧することができます。

(4) ふるさと納税消防体験について (担当・説明：泉消防署総務・予防課)	情報提供
	資料 4
＜広報よこはま掲載：なし＞	

ふるさと納税で寄附をいただいた方を対象に、消防の仕事を体験できる特別プログラムを泉消防署で実施します。

(5) 阿久和川【まほろば地区】河川環境再整備計画（案）について (担当・説明：下水道河川局河川流域調整課)	報告
	資料 5
＜広報よこはま掲載：なし＞	

現在、阿久和川まほろば地区において策定を進めている河川環境再整備計画（案）について、概要をご報告いたします。

(6) 横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う 市民アンケート等の実施について (担当・説明：都市整備局地域まちづくり課)	情報提供
	資料 6 ★
＜広報よこはま掲載：あり（8月号）＞	

令和7年の横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定を踏まえ、現在、地域別構想（区プラン）の改定を進めています。区プランとは、地域ごとの特性や課題を踏まえて、将来のまちづくりの方針を示すものです。今回の改定では、2040年のまちの姿とその実現に向けた方針を示します。改定にあたっては、素案作成前に市民の皆様にご意見を伺いながら検討を進めるため、7月末から市民アンケートやパネル展を実施します。

(7) 横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び 「球根ミックス花壇づくり」の募集等について (担当：脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課・ 説明：泉区区政推進課)	情報提供
	資料 7 ★
＜広報よこはま掲載：あり（7月号）＞	

横浜グリーンエキスポについて、環境に関するワークショップ等を行う「レッツグリーンアクション」の企画募集及び市内の5会場で同時に球根を植える「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集を開始します。また、民間施設や公共施設等で「機運醸成ステッカー」の掲出を開始しますので、お知らせします。

(8) 「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について (担当：政策経営・国際戦略局経営戦略課・説明：泉区区政推進課)	情報提供 資料 8 ★
＜広報よこはま掲載：あり（7月号）＞	

今後4年間の横浜市政の指針となる「横浜市中期計画 2026～2029」（以下「本計画」という。）は、6月5日に横浜市会において議決されました。

本計画の策定に当たりましては、横浜市町内会連合会及び各区区連会の皆様に、市民意見募集やパブリックコメントをはじめ、多大なる御協力を賜りましたことに、心より感謝申し上げます。

このたび、本計画の冊子及び概要版を横浜市ホームページに掲載いたしましたので、お知らせいたします。

つきましては、本計画の周知に御協力くださいますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(9) 泉区制 40 周年！いっずんぬりえコンテストについて (担当・説明：泉区区政推進課)	周知依頼 資料 9 ★
＜広報よこはま掲載：あり（7月号）＞	

泉区制 40 周年記念事業として、未就学児から大人まで誰でも参加できる「泉区制 40 周年！いっずんぬりえコンテスト」を開催します。

◆依頼事項

自治会町内会長への周知依頼です。

(10) 自治会町内会 担い手づくり講座の開催について (担当：市民局地域活動推進課・説明：泉区地域振興課)	情報提供 資料 10 ★
＜広報よこはま掲載：なし＞	

自治会町内会の役員を対象に、地域活動の担い手づくり講座を4方面4日程で開催しますので是非ご参加ください。お申し込みは電子申請または泉区地域振興課地域力推進担当までご連絡ください。

(11) ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施に係る 民生委員・児童委員訪問について	情報提供 資料 11 ★
(担当・説明：泉区福祉保健課) 資料 11 ★ ＜広報よこはま掲載：なし＞	

ひとり暮らし高齢者の状況把握を目的として、平成 25 年度から実施している本事業について、今年度も引き続き実施します。現在、対象となる方へ訪問実施のお知らせを送付しておりますが、今後、8月から10月にかけて、民生委員・児童委員による訪問を予定しています。ついては、本事業の実施について情報共有するとともに、地域でのご理解をお願いします。

(12) 泉わくわくプランの周知（タウンニュースへの掲載）について (担当・説明：泉区福祉保健課)	情報提供 資料 12
＜広報よこはま掲載：なし＞	

第5期泉わくわくプラン（泉区地域福祉保健計画）が完成し、令和8年度は推進1年目となります。12地区の地区別計画の取組を住民の皆様に広く知っていただくとともに、地域活動への参加を促すことを目的として、地域で行われる行事やイベント等をタウンニュースで紹介します。

(13) 泉土木管内工事について (担当・説明：泉土木事務所)	情報提供 資料 13
------------------------------------	----------------------

(14) 火災・救急状況について (担当・説明：泉消防署)	情報提供 資料 14
----------------------------------	----------------------

9月定例会 日時：令和8年9月18日（金）午後2時00分から

会場：4ABC会議室

★は郵送による各会長への配送 ●は他のルートで配送します。

(案)

令和8年7月17日

自治会町内会長 様

泉区地域振興課

令和8年度 7月分資料の送付について（御連絡）

日頃から区政及び市政の事業推進に御協力いただき厚くお礼申しあげます。

7月17日付開催の泉区連合自治会町内会長会定例会に基づき、7月分の資料を次のとおり送付いたしますので、よろしくお願いいたします。

【送付物一覧】

	送 付 物	部 数
1	土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について 区連会議題 3 【神奈川県横浜川崎治水事務所】	1部
2	横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う市民アンケート等の実施について 区連会議題 6 【都市整備局地域まちづくり課】	1部
3	横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び「球根ミックス花壇づくり」の募集等について 区連会議題 7 【脱炭素・GREEN×EXPO推進局 GREEN×EXPO推進課】	1部
4	「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について 区連会議題 8 【政策経営・国際戦略局経営戦略課】	1部
5	泉区制40周年！いっずんぬりえコンテストについて 区連会議題 9 【泉区区政推進課】	1部
6	自治会町内会 担い手づくり講座の開催について 区連会議題 10 【泉区地域振興課】	1部
7	ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施に係る民生委員・児童委員訪問について 区連会議題 11 【泉区福祉保健課】	1部

事務局 泉区役所地域振興課 担当：湯澤 TEL 800-2391

【参 考】

送付資料は「泉区連合自治会町内会長会」ホームページにも掲載していますので、併せてご活用ください（※区連会の翌営業日までに掲載予定です）。

URL : <http://www.izumikuren.net/information.php>

泉区連合自治会町内会長会＞区役所からのお知らせ

＞泉区連合自治会町内会長会定例会資料

泉区連合自治会町内会長会



1 犯罪情勢等(6月末)

(1) 認知件数191件(前年同期比-65件)

主な罪種	令和8年	令和7年	増減
強盗	0件	0件	0件
空き巣	5件	17件	-12件
忍び込み	4件	1件	+3件
侵入窃盗その他	9件	9件	±0件
車上ねらい	9件	5件	+40件
万引き	45件	42件	-42件

特徴

- 空き家に侵入され、室内を物色されたり、敷地内に設置されている給湯器が盗まれる事案が発生しています。
夏休み期間に入り長期外出が増えてくる時期なので、地域住民の皆様にも防犯意識を高めていただきたいと思います。

主な罪種	令和8年	令和7年	増減
自転車盗	40件	72件	-32件
オートバイ盗	31件	13件	+18件
自動車盗	2件	8件	-6件

※ 侵入窃盗その他には空き家を狙った侵入盗、金庫破り、病院荒し、事務所荒らし、出店荒し等があります。

お願い

盗難対策として…

- 長期間空き家状態の家屋は侵入盗の被害に遭いやすくなります。
・防犯グッズ(防犯カメラ、窓の二重ロック、防犯フィルム、センサーライト等)
・定期的に家屋の様子を確認しに行き、手入れをする等の対策をお願いします。

(2) 特殊詐欺発生件数(前年同期比-2件)

特殊詐欺	令和8年	令和7年	増減
発生件数	28件	30件	-2件
被害総額	約1億5400万円	約1億3000万円	+2400万円

特徴

- ATMに誘導してお金を振り込ませる手口
犯人から指示されるがままATMやネットバンキングを操作させられ、お金を振り込んでしまった…という被害が多く発生しています。

主な手口	令和8年	令和7年	増減
オレオレ詐欺	11件	5件	+6件
還付金詐欺	13件	10件	+3件
架空請求詐欺	3件	0件	+3件

お願い

- ・普段ATMを利用する機会が少ない
・普段インターネットバンキングを利用しない

↓
操作の違和感に気付きにくい

↓
騙されやすくなる

- 金融機関の皆様にご協力をいただき、高齢者が高額出金をする場合や、引き落とし理由が不審な場合等、職員の方に声掛けをしていただいております。

詐欺対策として、警察庁推奨アプリをインストールしましょう！

また、国際電話を使用しての詐欺が多発しているため、国際電話不取り扱い受付センターにて、国際電話の着信拒否設定をするのも効果的です。



2 交通事故の発生状況(6月末)

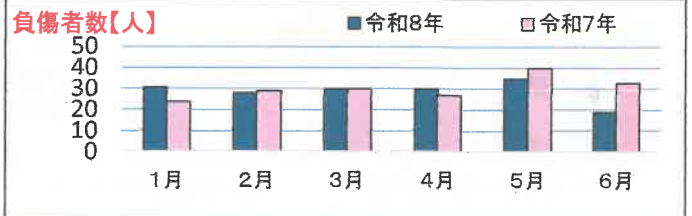
発生状況(暫定)

交通事故	令和8年	令和7年	増減
発生件数	152件	170件	-18件
死者数	0人	0人	±0人
負傷者数	173人	183人	-10人

発生件数【件】



負傷者数【人】



特徴

- 昨年度と比較し、泉区内での事故数が大幅に減少しておりますが、県内の死亡事故数は昨年6月と比較し+3件と増加傾向にあります。
○ 先月に続き、子供が関係する事故が昨年より増えています。
特に、自転車を利用した際の事故が増加しています。車だけではなく、自転車乗車中も交通ルールの遵守をお願いいたします。

お願い

- 7月11日から20日まで夏の交通安全運動が開始されます。子供達も夏休みに入る直前になりますので、御家庭でも交通事故防止の御声掛けをお願いします。

- 夏になると、お酒に酔って道路で寝込んでしまったり道路を乱横断して車に轢かれるケースが増えてきます。
お酒の量はほどほどに。車を運転する予定がある場合は二日酔いにも気を付けましょう。



3 町名別発生状況(6月末)

(1) 認知件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町 (北部)	和泉町 (南部)	和泉 中央北	和泉 中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園	その他	合計
6 月中	1	7	1	8	1	1	2	13	0	2	1	0	1	3	5	0	5	0	0	2	0	2	2	57
前年同期比	-1	+5	±0	+5	-3	±0	+1	+9	±0	+1	±0	-3	-5	+3	-4	+4	-1	-2	+1	±0	-4	-3	+4	
6 月末	9	46	4	23	24	10	7	72	0	13	2	0	7	28	21	2	18	2	4	7	1	21	21	342
前年同期比	+4	+5	-1	+10	+8	-2	+3	+29	±0	+5	+1	-1	-11	-1	-2	-4	+3	-6	-4	+4	+1	-11	+3	+33

* 令和5年5月末分から、和泉町にあっては横浜伊勢原線(長後街道)を基準に和泉町(北部)及び和泉町(南部)に分けて統計を出しています。

(2) 交通事故発生件数(暫定値)「件」

	下飯田	和泉町(北部)	和泉町(南部)	和泉中央北	和泉中央南	和泉が丘	下和泉	上飯田	池の谷	新橋町	白百合	中田町	中田東	中田西	中田南	中田北	岡津町	西が岡	弥生台	領家	桂坂	緑園
6 月中	0	2	0	1	3	0	0	4	0	1	0	0	0	1	0	0	2	2	1	0	0	1
前年同期比	-2	-1	-2	-1	+1	-1	±0	-1	±0	+1	±0	-2	-2	-1	±0	-2	-1	+2	±0	-1	±0	±0
6 月末	5	11	18	9	10	4	7	20	0	4	3	2	2	10	15	1	13	5	3	2	0	7
前年同期比	-2	-2	+8	-1	-6	-2	+4	-10	±0	±0	+3	-3	-6	-1	+12	-5	+2	+3	-7	-4	±0	±0

	環状4号	横浜伊勢原線(長後街道)	阿久和鎌倉線(かまくらみち)	瀬谷柏尾線	弥生台桜木町線	一般市道	その他	合計
6 月中	3	1	0	1	1	12	0	18
前年同期比	-3	-4	-2	+1	+1	-7	±0	-14
6 月末	26	18	3	6	3	95	1	152
前年同期比	+4	-2	-7	+1	+1	-9	-6	-18

神奈川県警察公式アプリ
かながわポリス

アプリのコンセプトは
持ち運べる交番です

アプリをダウンロードして、防犯情報等を入手!
その他にも「痴漢撃退機能」「防犯ブザー機能」など、多数の機能を搭載!

1. ビーガールくん安全メール
2. 犯罪情報
3. 特殊詐欺

アプリを今すぐダウンロード
かながわポリス

警察庁や神奈川県警公式のアプリがダウンロードできます!
区内の犯罪情報や交通情報、詐欺対策など有益な情報がたくさんあります!
周知をして認知度を上げていければと思いますので、公共機関や自治会の皆様にも協力をしていただけるととても助かります!



神奈川県警察 × 秘密結社鷹の爪公式「ガル鷹」

お知らせ

泉警察署では、犯罪の発生情報などを「X」、ピーガールくん安全安心メール、かながわポリスアプリを利用して情報発信しています。

泉警察署公式「X」



ピーガールくん安全メール



かながわポリスアプリ



泉区安全安心メール



地区連合自治会町内会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
会長 貝沼 貞夫

令和8年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費に係る取りまとめについて

日頃より、本会の活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年度の自治会町内会を通じて集まった賛助会費は、皆様のご協力のおかげで総額 658 万円を超え、貴重な財源として区内の様々な福祉活動の展開のため活用させていただきました。

今年度につきましても、会長様はじめ役員の皆様には、多大なお手数をおかけして恐縮ですが、賛助会費の取りまとめについてご協力いただきたくお願い申し上げます。

なお、連合自治会町内会単位ごとに、募集にかかる事務経費を交付いたしますのでご承知おきください。

1 賛助会費募集について

(1) 募集期間 令和8年8月1日(土)～9月30日(水)

(2) 目安額 一口 1,000 円

※なお、より多くの方にご協力いただくため、金額にかかわらず、ご協力をお願いいたします。

※目標額は、令和8年7月1日現在の自治会町内会加入世帯数の10%の方のご協力を目安とさせていただいております。

※賛助会費の60%は当該の地区社会福祉協議会の活動資金となります。

2 事務経費の振込について

(1) 振込額 実績額の5%(1,000円未満切り捨て)×12地区連合

※昨年度までは1地区連合あたり10,000円でしたが、今年度より変更いたします。

(2) 振込先 各地区連合自治会町内会指定口座

(3) 振込日 令和9年1月下旬(予定)

事務担当：藤原・丸山永
電話：802-2150
FAX：804-6042

令和8年7月17日

《自治会・町内会》 会長 様

社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会
会 長 貝 沼 貞 夫
〇〇地区社会福祉協議会
会 長 〇 〇 〇 〇

令和8年度横浜市泉区社会福祉協議会賛助会費取りまとめのお願い

日頃より、本会の活動に深いご理解とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
昨年度の自治会町内会を通じて集まった賛助会費は、皆様のご協力のおかげで総額 658 万円を超え、貴重な財源として区内の様々な福祉活動の展開のため活用させていただきました。

今年度につきましても、会長様はじめ役員の皆様には、多大なお手数をおかけして恐縮ですが、賛助会費の取りまとめについてご協力いただきたくお願い申し上げます。

1 募集期間 令和8年8月1日（土）～9月30日（水）

2 目 安 額 一口 1,000 円

※なお、より多くの方にご協力いただくため、金額にかかわらず、ご協力をお願いいたします。

※賛助会費の 60%は当該の地区社会福祉協議会の活動資金となります。

3 納入方法 《連合自治会町内会ごとの納入方法によります。》

*地区への還元金の関係で、上記期日を過ぎた場合でも令和8年10月末までに納入いただきますようお願い申し上げます。

4 目 標 額 令和8年7月1日現在の自治会町内会加入世帯数の10%の方のご協力を目安とし、目標額とさせていただきます。世帯数が自治会町内会の把握しているものと異なる場合は、自治会町内会の把握しているものを目安としてください。

自治会町内会名	世帯数	目標額	参考) 令和7年度実績額
〇〇〇〇〇	〇〇〇世帯	〇〇〇〇〇〇円	〇〇〇〇〇〇円

泉区社会福祉協議会
担当：藤原・丸山永
電話：802-2150
FAX：804-6042

泉区民のみなさまへ

令和8年度 横浜市泉区社会福祉協議会

社会福祉協議会(社協)は、
誰もが安心して暮らせる
まちづくり
を目指しています。

賛助会費に ご協力を お願いします!

賛助会費は、
社協の事業に
賛同いただき、
資金面でご支援
いただくものです
※会費は寄付金控除の
対象となります

令和7年度
自治会町内会を通じて
ご協力いただいた賛助会費

6,589,217円

ご協力ありがとうございました

賛助会費 募集の流れと使い道

1 自治会町内会を通じて募集します。



2 地区社会福祉協議会(地区社協)が
取りまとめ泉区社協へ。



3

地域で実施する
講座や事業の開催支援
地域交流イベントの開催支援、
障がい理解講座など



集まった会費の**40%**は
泉区社協を通して
泉区内の福祉事業に活用



小中高校生の
ボランティア体験プログラム
「いずみサマースクール」の実施
区内の高齢、障がい、児童、地域団体など
約30施設・団体が受け入れ協力



地域活動の
魅力を発信
区社協だより泉、ボランティア
センター通信による情報発信



60%は各地区の社協へ還元
区内12の**地区社協**がおこなう
福祉事業に活用されています。

→お住まいの地域の活動を裏面でご紹介!

お問い合わせ



社会福祉法人
横浜市泉区社会福祉協議会

〒245-0023 横浜市泉区和泉中央南5-4-13

☎ 045-802-2150

FAX 045-804-6042

🌐 <https://www.shakyo-iy.or.jp/>

HPはこちらから



Please join and become our supporting member!

賛助会費は福祉の応援団!

あなたも

緑園地区社協のサポーターに!

、ご協力頂きました賛助会費は、事業実施のための活動資金として利用されています。/



緑園連合自治会
会長 貝沼 貞夫

『ひと』と『ひと』とのつながり、楽しく暮らせるまちをめざして

日頃から、自治会活動にご協力いただき感謝申し上げます。

緑園連合自治会は、8つの自治会と14の団体で構成され、

各団体で様々な行事を通じて、活気ある緑園を目指して活動しております。

高齢化や担い手不足が課題となっている中で、地区社協は福祉活動の中核を担っており、

より一層の活動充実に向け、皆様のご支援ご協力をお願いいたします。

緑園地区社協の活動紹介

「人と人のつながりを大切に支え合い・助け合うまち緑園！」

地区社会福祉協議会(地区社協)は、子どもから高齢者まで

誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを目指して、

「自分たちの地域を自分たちで良くしていこう」という思いで活動している団体です。

緑園地区社協は、住民同士がお互いにつながりを持ち、支え合い助け合う、

安全・安心して過ごせるまちを目指し、各団体と共に顔が見え、気軽に

交流できる行事や高齢者サロンなどに取り組んでいます。緑園地区社協が行う

様々な活動の資金として、賛助会費にご支援ご協力をお願い致します。

賛助会費を活用し、
このような活動を行
っています!



緑園地区 社会福祉協議会
会長 伊藤 正男

緑園福祉ふれあい祭り

開催日: 毎年10月下旬

場 所: 緑園地域交流センター

内 容: 多世代交流の場



【令和8年度 事業費 220,000 円】

緑園キッズフェスティバル

開催日: 毎年11月中旬

場 所: 緑園地域交流センター

内 容: 子と親のふれあいの場



【令和8年度 事業費 140,000 円】

さくらカフェ緑園

開催日: 毎月第1木曜日

場 所: 緑園地域交流センター

内 容: 健康づくりと予防など



【令和8年度 事業費 150,000 円】

令和7年度 緑園地区の皆様からご協力いただいた賛助会費

総額 546,730円

そのうち60%の328,000円が地区社協に還元され、上記の活動をはじめ、地域住民の困りごとを解決するためのさまざまな事業実施の活動資金として活用されています。ご協力ありがとうございました!

見本

令和8年度 賛助会費資材送付内訳書

(自治会町内会名) 様

送 付 物		送付数	説 明
会長宛依頼文		1 部	令和8年度の賛助会費の募集の内容と取りまとめについて のお願いです。
賛助会費募集チラシ (共通)	掲示用チラシ	○枚 (掲示板数×2)	各自治会町内会の掲示板へ、 募集期間中に掲出をお願いします。
	回覧用チラシ	○枚 (班数)	募集の趣旨、用途について記載 しております。 班回覧をお願いします。
賛助会費用封筒		○部	各世帯からの収納用にご使用 ください。
領収書		○枚	賛助会費を頂いた方にお渡し ください。
郵便局 払込取扱票		2 枚 (予備含む)	郵便局でお振込みの際にご使 用ください。 (予備は、分割送金、追加があっ た場合にご使用ください。) ※基本的には会長宛依頼文の 「3 納入方法」に記載の方法 に沿って納入をお願いします。

資材が不足した場合はご連絡ください。事務局より送付いたします。

泉区社会福祉協議会
事務担当：藤原・丸山永
TEL 802-2150
FAX 804-6042

令和8年度 賛助会費資材送付内訳書

(自治会町内会名) 様

送 付 物		送付数	説 明
会長宛依頼文		1 部	令和8年度の賛助会費の募集の内容と取りまとめについて のお願いです。
賛助会費募集チラシ (共通)	掲示用チラシ	○枚 (掲示板数×2)	各自治会町内会の掲示板へ、 募集期間中に掲出をお願いします。
	回覧用チラシ	○枚 (班数)	募集の趣旨、用途について記載 しております。 班回覧をお願いします。
賛助会費用封筒		○部	各世帯からの収納用にご使用 ください。
領収書		○枚	賛助会費を頂いた方にお渡し ください。

資材が不足した場合はご連絡ください。事務局より送付いたします。

泉区社会福祉協議会
事務担当：藤原・丸山永
TEL 802-2150
FAX 804-6042

区連会 7 月 定例会 資料
令和 8 年 7 月 1 7 日
横浜川崎治水事務所
急傾斜地 第一課

地区連合町内会長 様
自治会町内会長 様

神奈川県横浜川崎治水事務所急傾斜地第一課長

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について【情報提供】

1 事業の趣旨

県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、泉区の調査結果を令和8年7月末に公表します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。
定例会等で情報提供をお願いいたします。

3 添付資料

- ・調査結果の公表に関する資料
- ・土砂災害防止法パンフレット

4 事業概要

基礎調査結果（区域図(案)）は、県ホームページ神奈川県土砂災害情報ポータルや、横浜川崎治水事務所、県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口で、閲覧することができます。

つきましては、本調査結果の公表について幅広く周知していただきたく、各単位自治会町内会（152 団体）へチラシの送付をお願いいたします。

問合せ先

神奈川県横浜川崎治水事務所

工務部 急傾斜地第一課 中川、吉田

電話 045-411-2520

がけ地の近くにお住まいの皆様へ（泉区）

～土砂災害に備えていただくために～

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

●基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

○県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、泉区の調査結果を令和8年7月末に公表します。

○基礎調査結果（区域図(案)）は、県ホームページ神奈川県土砂災害情報ポータルや、横浜川崎治水事務所、県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口で、閲覧することができます。

神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

で検索



○土砂災害防止法の概要、区域指定の見直し、土地利用の制限などに関する資料については、横浜川崎治水事務所の所属ホームページをご覧ください。

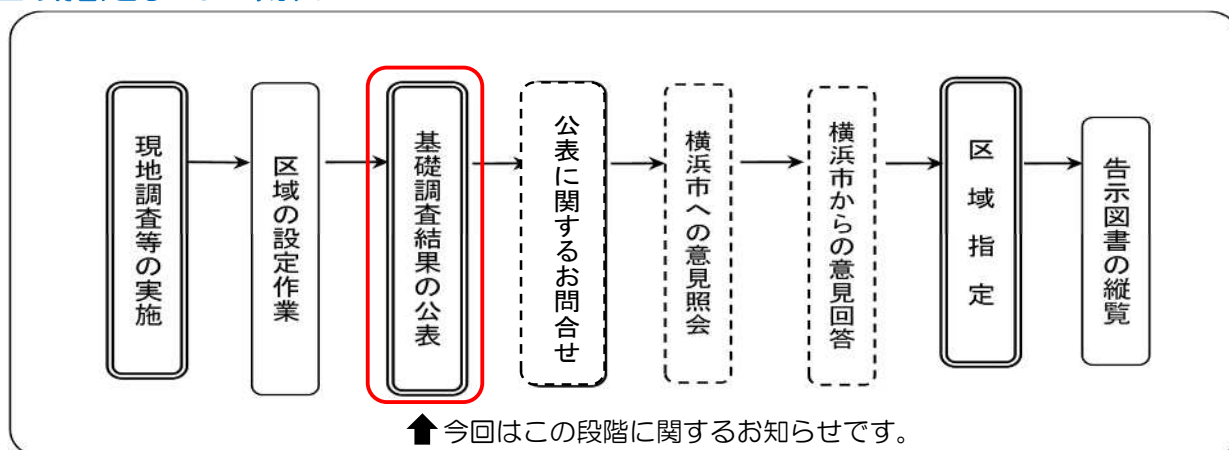
横浜川崎治水事務所 土砂災害に備えています

検索

で検索



●区域指定までの流れ



●問合せ先

神奈川県 横浜川崎治水事務所 工務部 急傾斜地第一課
電話：045-411-2520 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



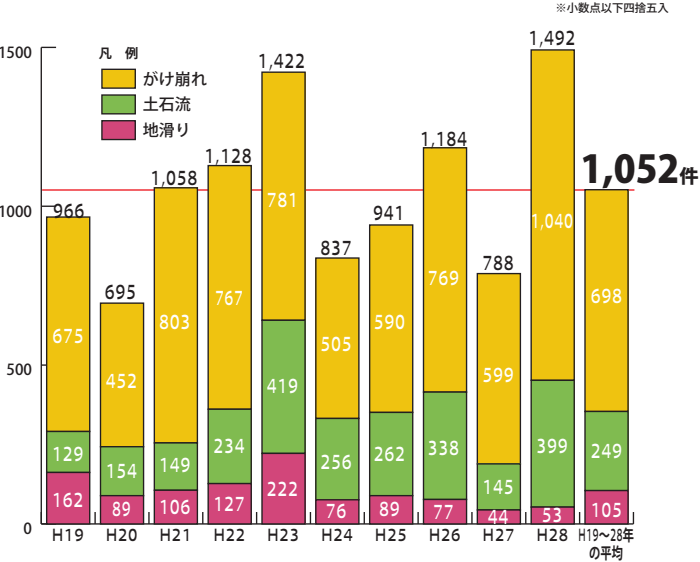
土砂災害防止法

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

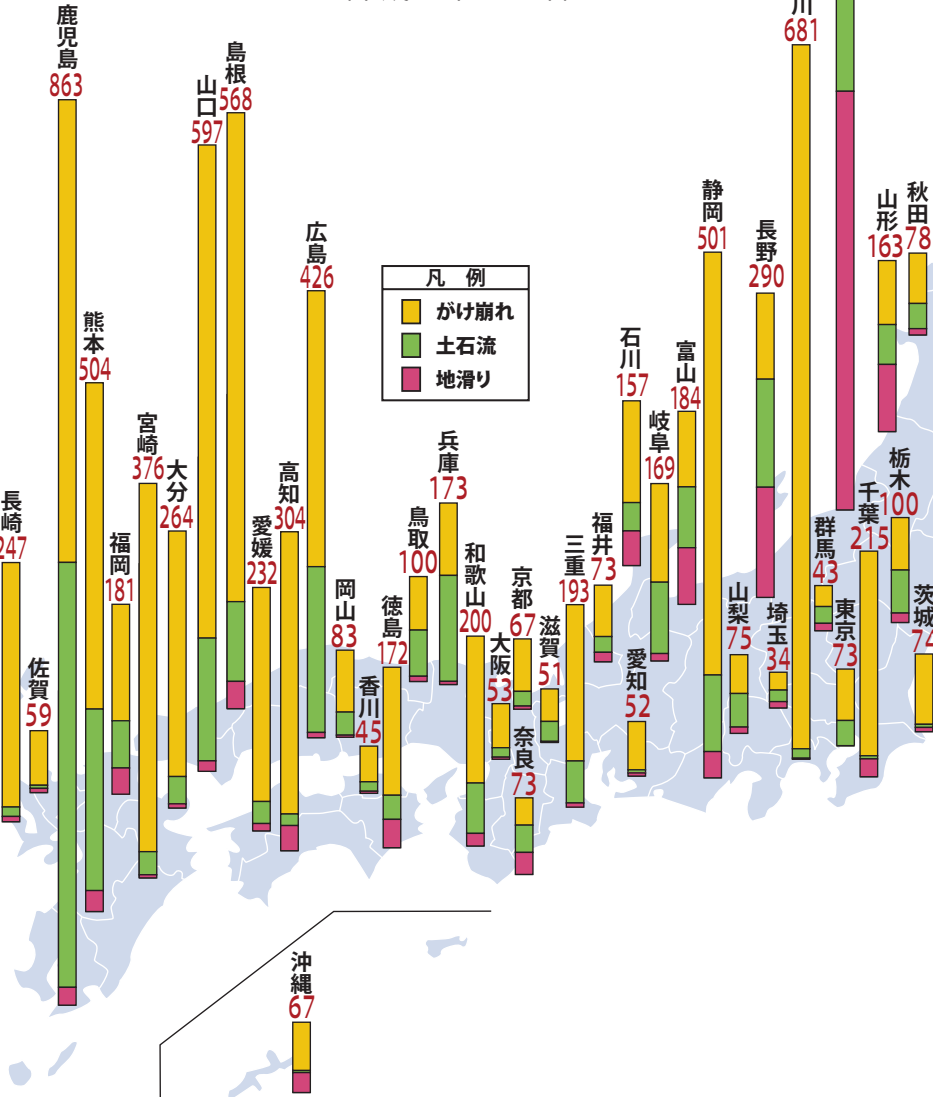
近年の土砂災害発生状況

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数（平成19年～28年）

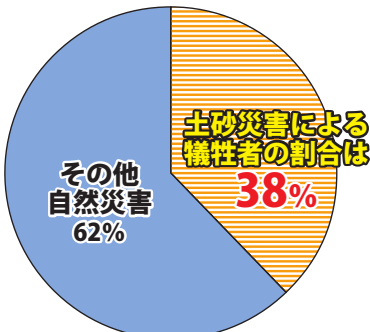


■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況（平成19年～28年）



都道府県	がけ崩れ	土石流	地滑り	合計
北海道	129	53	10	192
青森県	51	5	3	59
岩手県	65	196	2	263
宮城県	62	31	10	103
秋田県	48	24	6	78
山形県	61	38	64	163
福島県	172	75	14	261
茨城県	67	3	4	74
栃木県	50	41	9	100
群馬県	20	16	7	43
埼玉県	17	11	6	34
千葉県	195	3	17	215
東京都	49	24	0	73
神奈川県	671	9	1	681
山梨県	37	32	6	75
長野県	82	103	105	290
新潟県	220	154	399	773
富山県	72	58	54	184
石川県	97	27	33	157
岐阜県	94	68	7	169
静岡県	403	73	25	501
愛知県	46	3	3	52
三重県	149	40	4	193
福井県	49	15	9	73
滋賀県	31	19	1	51
京都府	50	14	3	67
大阪府	42	9	2	53
兵庫県	69	101	3	173
奈良県	26	26	21	73
和歌山県	140	48	12	200
鳥取県	51	44	5	100
島根県	466	76	26	568
岡山県	59	22	2	83
広島県	263	158	5	426
山口県	470	117	10	597
徳島県	122	23	27	172
香川県	34	9	2	45
愛媛県	204	21	7	232
高知県	269	11	24	304
福岡県	111	45	25	181
佐賀県	52	3	4	59
長崎県	233	9	5	247
熊本県	311	173	20	504
大分県	234	26	4	264
宮崎県	351	22	3	376
鹿児島県	441	405	17	863
沖縄県	46	2	19	67
合計	6,981	2,485	1,045	10,511

昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

『土砂災害防止法』とは

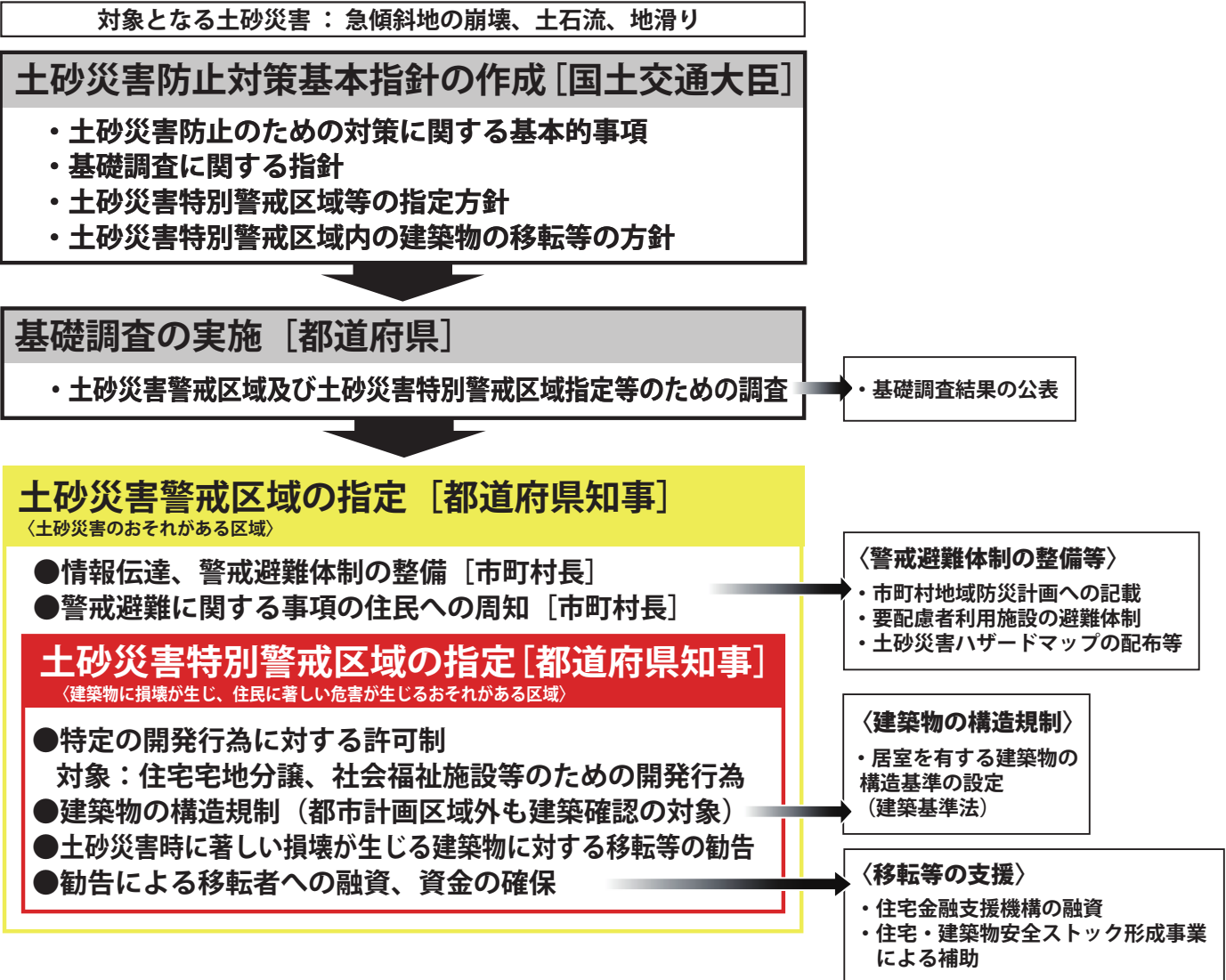
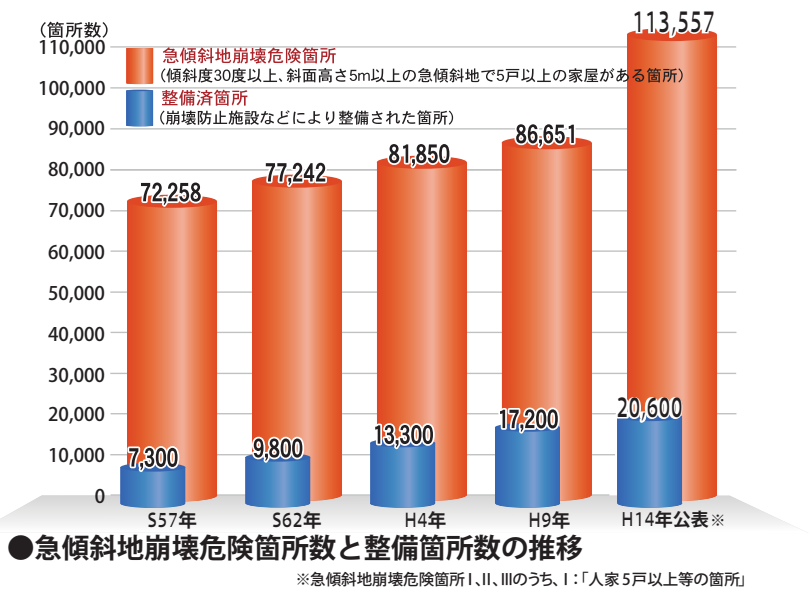
土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



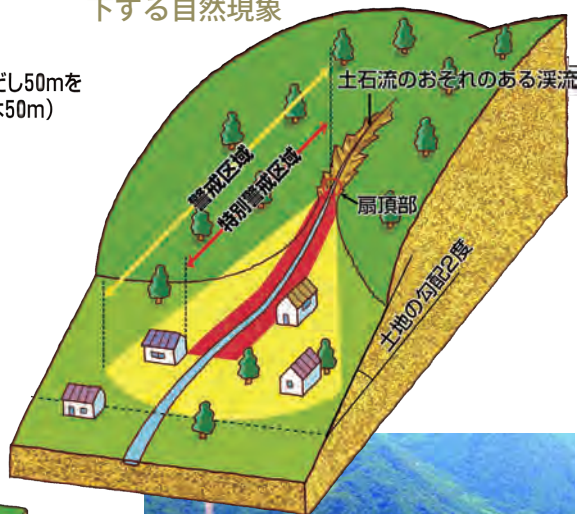
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域

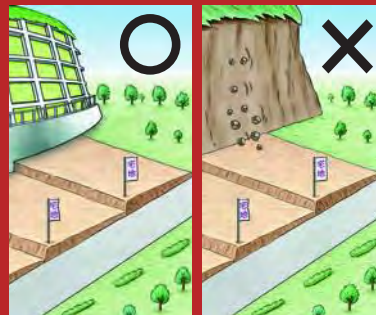


警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

特別警戒区域ではさらに

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅用地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であることについて建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

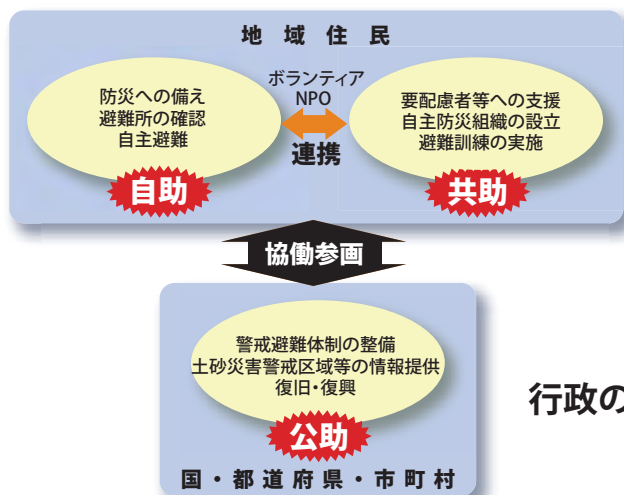
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。





土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受けることが必要になります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第 6 号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第 2 号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）



消企第123号

地区連合自治会町内会長 様

横浜市消防局企画課長

令和 8 年度ふるさと納税消防体験について

1 趣旨

ふるさと納税を活用した消防体験は、令和 5 年度から始まり、令和 8 年度は、陸の消防体験を泉消防署のほか、神奈川消防署、港南消防署で実施し、空の消防体験を横浜ヘリポートで実施いたします。全市的な広報は、記者発表などで行っておりますが、実施消防署等がある行政区については、区民の皆様に対し、よりご理解が行き届きますよう、区連会にて情報提供をいたします。

2 お願いしたいこと

- (1) 区連長におかれては、ご承知おきください。
- (2) 地区連長におかれては、地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

3 資料内容

【区連会資料】 ふるさと納税消防体験について

お問い合わせ先
消防局企画課
担当 御調、長谷川、糸井
電話 045 - 334 - 6401

ふるさと納税で特別プログラム！

「陸・空の消防」を身近に体験！

消防の仕事を体験できる特別プログラムのご紹介です。

この体験は、横浜市内在住の方も含め、横浜市に一定額を寄附（『横浜消防を応援したい！（消防力の向上）』を選択）いただいた方を対象に、消防の仕事を体験できる特別プログラムにご参加いただけます。

令和7年度では、体験者全数76名のうち、13組36名が横浜市内在住者の寄附者で、横浜市民の方にも貴重な体験を楽しんでいただきました。

年齢の割合では、6～15歳が23%、40代が25%と半数を占めており、小学生のいる親子世代を中心にご愛用いただいている状況でございます。

地域で行う防災指導などにより、消防や防災に触れていただく機会がございますが、プラスアルファの体験をふるさと納税寄附者に対して、実施させていただくことをご紹介します。

1 対 象 者

横浜市にふるさと納税として寄附していただき、体験を希望される方（先着順）

※ 横浜市内在住の方も対象となります。

※ 陸の消防体験は6歳以上の方が対象となります（空の消防体験に年齢制限はございません）。

※ 体験者が18歳未満の場合は、必ず保護者が引率してください。

【特典の参加可能人数】

2万5千円以上の寄附で1名体験可能

（例）家族2名で体験を希望の場合は、2名分の寄附が必要となります。

2 体 験 内 容

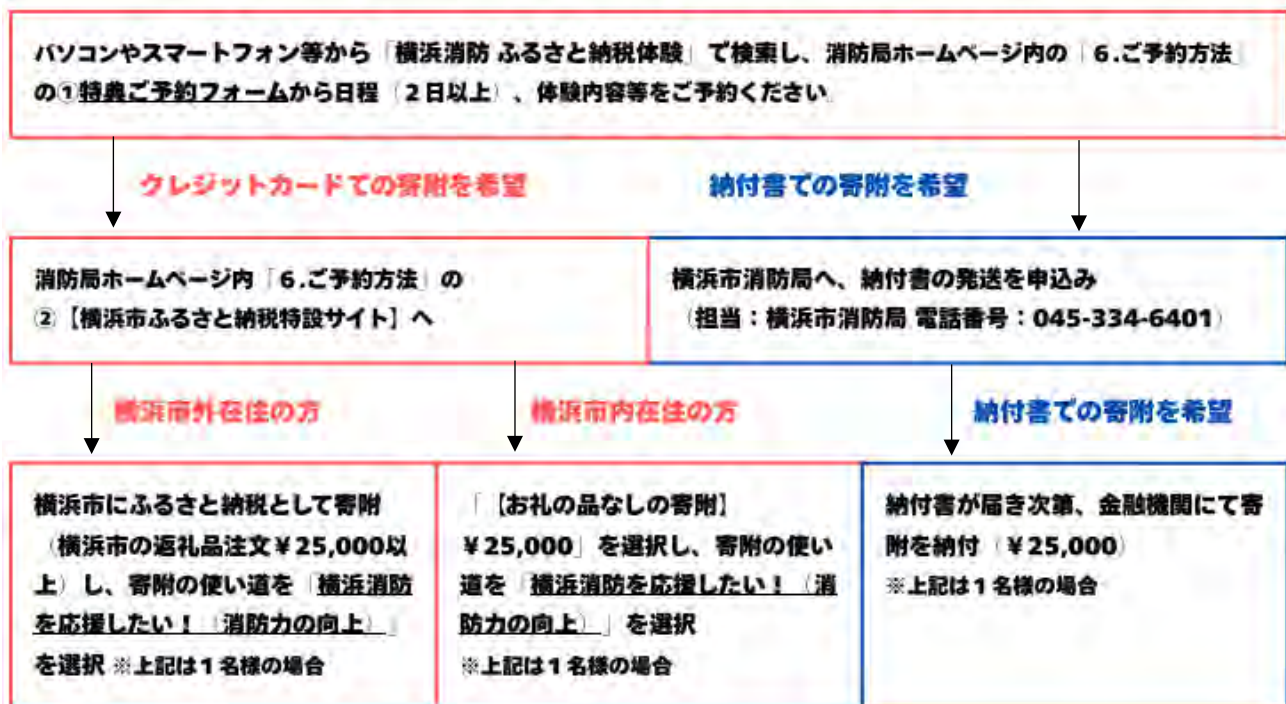
	陸の消防体験	空の消防体験
体験内容	・実際の消防車に乗って走行体験 ・火災想定訓練及び救出訓練体験 ・はしご車搭乗体験 ・消防車の前で記念撮影 など ※署により一部内容が異なります。	・特殊な訓練施設で行う訓練の見学 ・飛行しているヘリからの救助訓練を間近で見学 ・ヘリコプターの内部説明、見学 など ※空の消防体験では、地上に止まっているヘリコプターへの搭乗となります。（搭乗しての飛行はできません。）
体験場所	・神奈川消防署（神奈川区広台太田町3番8号） ・港南消防署（港南区港南四丁目2番10号） ・泉消防署（泉区和泉中央北五丁目1番1号）	・横浜ヘリポート（金沢区福浦三丁目2番地）

※体験内容は天候等により、当日変更される場合があります。

※その他詳細については、「横浜消防 ふるさと納税体験」で検索、または、消防局企画課までお電話ください。

3 ご予約方法

(※全額「横浜消防を応援したい」へのご寄附が必要です。)



4 注意事項

- お申込み期限は、希望日の月から2か月前の末日までとします。(例) 令和8年10月18日(日)の体験日に予約したい場合→令和8年8月31日(月)までに要予約
※8月に関しては例外とし、実施日の7日前までの申込期限とします。
- 体験日当日に、横浜消防へのご寄附が証明できるもの(スクリーンショット、支払い画面の印刷物等)をお持ちください。確認が取れない場合は、体験をすることはできませんので、ご了承ください。

5 予約・人数について

- 各回の最小催行人数は4名となります。4名以上集まらなかった場合は、中止又は延期等の連絡を体験希望日から2～3週間前までに電話又はメールで連絡します。
(※8月実施日のご予約は、体験日の3～7日前に連絡します。)
- 8月の体験日をご予約希望の方は、体験日の7日前までに、予約を申請してください。
- 各日程、上限人数に達した場合(陸の体験8名、空の体験15名)は、ご予約が完了している場合でも、日程調整させていただく場合がございます。

お問い合わせ先 横浜市消防局 企画課 Tel 045-334-6401

1 開催日程（予定）

(1) 陸の消防体験

※陸の消防体験は、神奈川消防署・港南消防署・泉消防署の3か所で3日程ずつご用意をしています。

ご予約の際は、お間違えないようご確認ください。

令和8年8月

- ・8月2日(日曜日)10:00～12:00（神奈川消防署:実施人数4～8名）

令和8年9月

- ・9月5日(土曜日)10:00～12:00（港南消防署:実施人数4～8名）
- ・9月26日(土曜日)10:00～12:00（泉消防署:実施人数4～8名）

令和8年10月

- ・10月18日(日曜日)10:00～12:00（神奈川消防署:実施人数4～8名）

令和8年11月

- ・11月8日(日曜日)10:00～12:00（港南消防署:実施人数4～8名）
- ・11月23日(月曜日・祝)10:00～12:00（泉消防署:実施人数4～8名）

令和8年12月

- ・12月6日(日曜日)10:00～12:00（神奈川消防署:実施人数4～8名）

令和9年1月

- ・1月23日(土曜日)10:00～12:00（港南消防署:実施人数4～8名）

令和9年2月

- ・2月20日(土曜日)10:00～12:00（泉消防署:実施人数4～8名）

(2) 空の消防体験（横浜ヘリポート）

令和9年2月

- ・2月14日(日曜日)10:00～12:00（実施人数4～15名）
- ・2月20日(土曜日)10:00～12:00（実施人数4～15名）
- ・2月23日(火曜日・祝)10:00～12:00（実施人数4～15名）
- ・2月27日(土曜日)10:00～12:00（実施人数4～15名）

※すべての体験において、最少催行人数（4名）に達しない回は中止又は延期します。

横浜市在住の方も
あなたのふるさと納税の使い道を

消防士体験

にしませんか？

横浜ヘリポートで

空の消防体験

※ヘリコプターに搭乗して飛行することはできません。

消防署で

陸の消防体験

お問合せ先

横浜市消防局企画課 ☎ 045-334-6401

詳細・お申込みはこちら→



地区連合自治会町内会長 様

下水道河川局河川流域調整課長

阿久和川【まほろば地区】河川環境再整備計画(案)について

1. 趣旨

泉区を流れる阿久和川のまほろば地区では、地域ニーズや取り巻く環境の変化のほか、河川施設の老朽化などを踏まえ、地域の皆様にとってより安全で親しみやすい水辺空間となるよう、河川環境の再整備の検討を進めています。

本日は、再整備の方向性をまとめた「阿久和川【まほろば地区】河川環境再整備計画(案)（以下、計画(案)という。）」について、ご報告いたします。

2. お願いしたいこと

- ・区連長におかれては、ご承知おきください。
- ・地区連長におかれては、地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

3. 阿久和川の概要

阿久和川は、瀬谷区三ツ境付近を源流とする境川水系柏尾川の支川で、瀬谷区、泉区、戸塚区を西から東へ流れる、延長 5.51km の二級河川です。まほろば地区では、平成5年度から「まほろばの川づくりモデル事業」により、河川改修とあわせて誰もが親しみやすい水辺環境の整備を進めてきました。



4. 計画(案)概要(別添資料)

【検討の進め方】

昨年度、まほろば地区沿川の岡津小学校及び新橋小学校で実施したワークショップや、中川連合町内会・新橋連合自治会の皆様との意見交換も踏まえ、検討を進めてきました。

【特徴】

計画(案)は、小学生約100名とのワークショップでいただいた意見を反映し、「自然」「景観」「安全」「地域」「利用」の5つの視点で整理をしています。

5. 今後の予定

令和8年8月末を目途に計画を公表する予定です。

担 当: 下水道河川局河川流域調整課 藤澤・渡辺
 電 話: 671-4215
 メール: gk-kasenchosei@city.yokohama.lg.jp

阿久和川まほろば再整備の背景と目的

阿久和川は瀬谷区三ツ境付近を源流とし、横浜市内を瀬谷区、泉区、戸塚区にわたって流れる延長5.51km、流域面積14km²の境川流域(境川水系)に属する二級河川※です。

※ 都道府県知事が指定した河川

平成5年以降、“すべての人にやさしい河川環境の実現”を目標とした「まほろばの川づくりモデル事業」の一環として、泉区堂山橋～不動橋間約1.5kmを対象に、5つの親水拠点を整備し、多くの人々に愛されてきました。

整備から約30年が経過し、地域ニーズや取り巻く環境の変化のほか、施設の老朽化等を踏まえ、貴重な地域資源である河川空間のさらなる利活用が図られるよう、地域のまちづくりと一体となった川づくりを進めるため、まほろば地区の再整備を実施することとしました。



阿久和川の水質

阿久和川の水質は、平戸永谷川と合流後の柏尾川(吉倉橋)で観測されており、環境基準はC類型に指定されています。水の汚れ指標となるBOD(75%値)は令和6年度で0.7mg/Lとなっており、環境基準値(5mg/L)を下回り、良好な水質環境となっています。

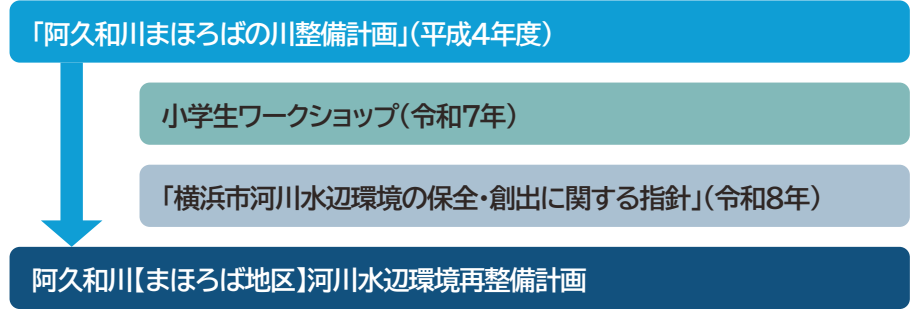
阿久和川の生きもの

阿久和川では、オイカワ、アブラハヤなどの魚類が多数生息し、ミナメダカ※のような貴重な種のほか、モクズガニなど海から遡上してくる種も確認されています。また、ホタルの餌となるカワニナや多数のトンボ類など市民にも身近な種類も確認されているなど、豊かな河川環境となっています。

※ 環境省レッドリスト：絶滅危惧Ⅱ類、神奈川県レッドデータブック：絶滅危惧ⅠA類に指定されている。

再整備検討の進め方

本事業は、「阿久和川まほろばの川整備計画」(平成4年度)の考え方を継承しつつ、「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針(令和8年3月策定)」のリーディングモデルとして、3つの基本方針を踏まえ、地域の子どもたちや地元住民の意見を反映しながら、再整備計画の検討を進めていきました。



横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針

「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針」は、市内の良好な河川水辺環境を保全・創出していくことを目的に、令和8年3月に策定しました。

本事業は、そのリーディング事業として、①快適②オープン③ネイチャーポジティブの3つの基本方針を踏まえた再整備を行います。

快適
誰もが過ごしやすい
河川水辺環境

オープン
多様な形で関われる
河川水辺環境

ネイチャーポジティブ
自然回復に貢献する
河川水辺環境

「横浜市河川水辺環境の保全・創出に関する指針」の3つの基本方針

小学生ワークショップ

本事業の検討にあたっては、まほろばの拠点付近の2つの小学校で、阿久和川の水質調査や生き物観察やグループワークを実施し、阿久和川の将来をみんなで考えました。

ワークショップでいただいた子どもたちの意見を本計画に反映し、「自然・景観・安全・地域・利用」の5つの視点で整理をしました。



- 自然

 - ・生き物を増やす
 - ・虫採り
 - ・自然を増やす など
- 景観

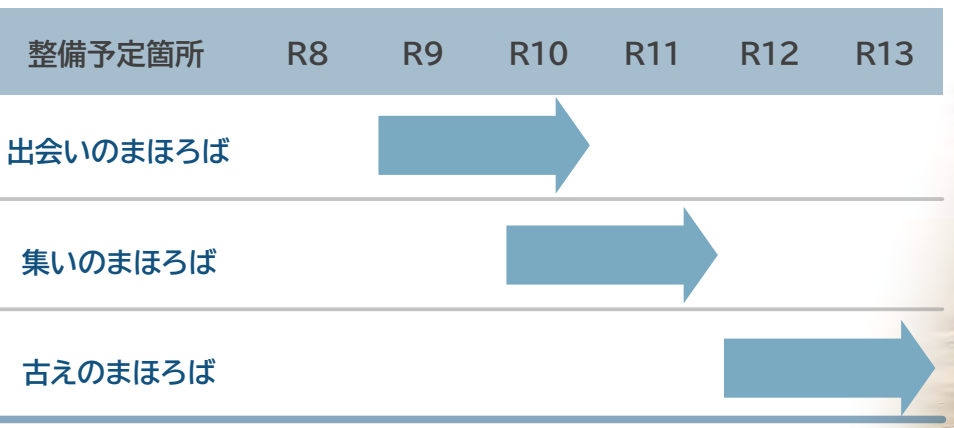
 - ・きれいな川
 - ・花の植栽
 - ・ごみを減らす など
- 安全

 - ・注意喚起看板
 - ・スロープ
 - ・手すり ・街灯 など
- 地域

 - ・ゴミを減らすイベント
 - ・お祭り
 - ・生き物観察会 など
- 利用

 - ・お花見 ・散歩
 - ・休憩 ・芝生広場
 - ・ベンチ ・ピクニック など

今後の整備スケジュール(予定)



お問い合わせ

横浜市 下水道河川局 河川部
電話 :045-671-4215
メール:gk-kasenchosei@city.yokohama.lg.jp

阿久和川【まほろば地区】
河川環境再整備計画(案)



再整備のテーマ ひと・まち・生きものがつながる川づくり

これまで、日々の暮らしに寄り添う親水空間として多くの市民に親しまれてきた“阿久和川まほろば”の歴史を守り、未来に継承していくため、以下の3つのコンセプトを掲げ、阿久和川を中心に緑や生物・地域の人々・まちがつながり豊かになる、「素晴らしいところ＝“まほろば”」の川づくりを進めていきます。

まほろば再整備の視点



憩いのまほろば



昔ながらの街並みの雰囲気ゆったりと浸りながら、水辺で憩う空間



ふれあいのまほろば



自然のやさしさとふれあい、人々のふれあいが感じられる水辺空間

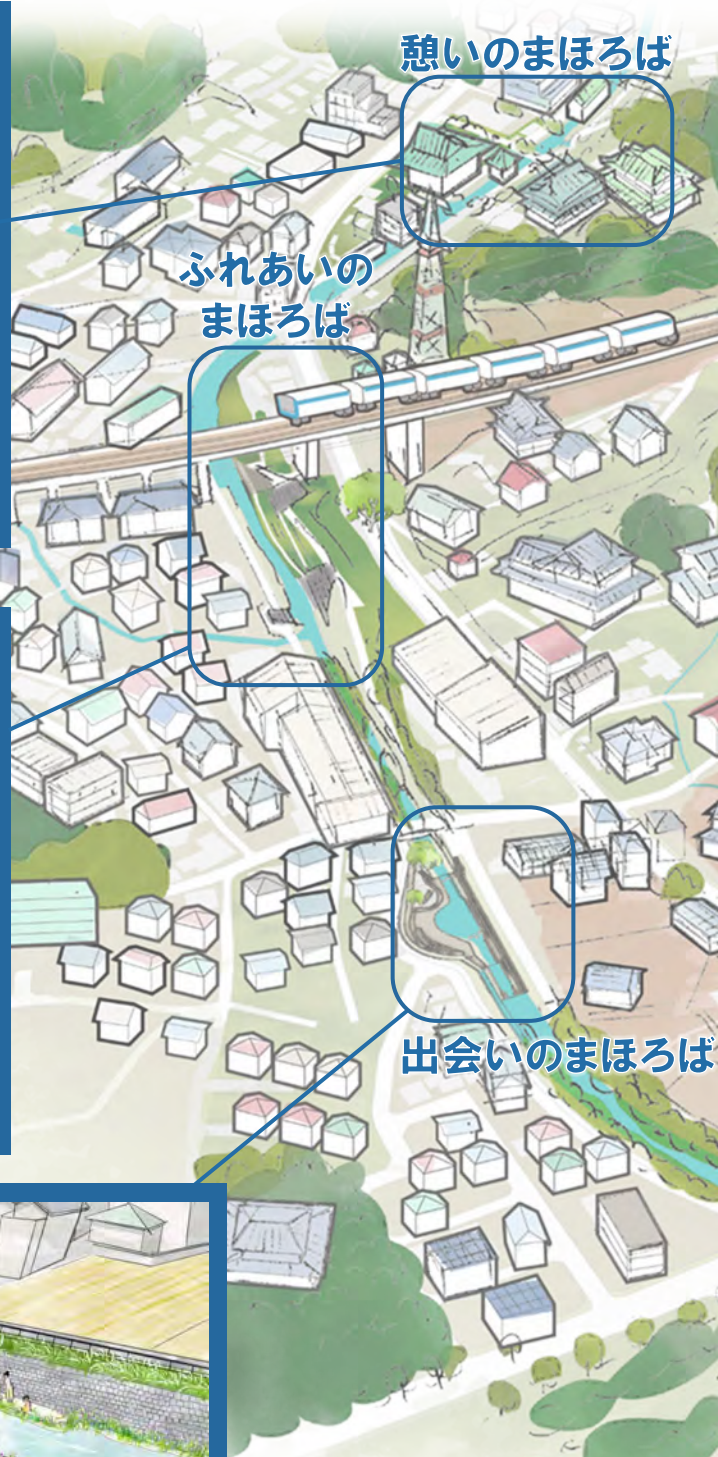


出会いのまほろば



自然に親しみ、発見や気づきが広がる水辺空間

スロープやデッキの改修により、だれもが水辺に近づける環境を整備する。生き物が生息しやすい環境づくりと、観察や休憩、交流ができる休憩施設を整備する。



集いのまほろば



にぎわいと憩いが調和し、多様な活動が生まれる水辺空間

スロープやデッキの改修により、だれもが水辺に近づける環境を整備する。水遊びや生き物採取ができる動的なエリアと、芝生やベンチでゆったりできる静的なエリアを整備する。



古えのまほろば



周辺の景観と調和し、なつかしさや風情を感じる水辺空間

ベンチの設置により、護岸上から川を眺められる環境を整備する。集いのまほろばにつながる水辺沿いの通路を整備し、水辺の回遊性を向上させる。

出会いのまほろば

集いのまほろば

古えのまほろば

川づくりのコンセプト

みんなにやさしい川 … 誰もが安心・安全で快適に過ごすことができる“まほろば”

地域とともに育む川 … 地域の人々が憩い、集い、交流し、地域とともに育てていく“まほろば”

自然とともに生きる川 … 生きものや植物と共生できる豊かな自然環境がある“まほろば”

横浜市都市計画マスタープラン（地域別構想）改定に伴う
市民アンケート等の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 7 年の横浜市都市計画マスタープラン（全市プラン）の改定を踏まえ、現在、地域別構想（区プラン）の改定を進めています。区プランとは、地域ごとの特性や課題を踏まえて、将来のまちづくりの方針を示すものです。今回の改定では、2040 年のまちの姿とその実現に向けた方針を示します。改定にあたっては、素案作成前に市民の皆様にご意見を伺いながら検討を進めるため、7 月末から市民アンケートやパネル展を実施します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 市民アンケートとパネル展の概要

(1) 市民アンケートについて

今後、特に力を入れてほしいまちづくりの取組や区の魅力等をお聞かせください。
いただいたご意見は今後素案作成に活用させていただきます。（選択式 6 問程度）

回答方法：電子申請・電子メール・郵送・FAX で回答

期 間：7 月 27 日（月）～8 月 31 日（月）

※広報よこはま 8 月号（市版）はま情報にて、市民アンケート実施を掲載予定です。
※詳細は別紙チラシをご参照ください。チラシは、各区庁舎・地域ケアプラザ等にも配架予定です。

(2) パネル展について

今回の区プラン改定の背景や考え方をお知らせするために実施します。

場所：市庁舎及び各区庁舎

期間：8 月 3 日（月）～8 月 31 日（月）

（市庁舎・区庁舎ごとに上記期間内で 1 週間程度開催予定）

※詳細は、別紙チラシに掲載の市ホームページでご案内します。

都市整備局地域まちづくり課
担当 奥村・山崎・岩谷・大串・豊島
電話：045-671-2939 /FAX 045-663-8641
メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp



まちの将来像について ご意見をお聞かせください

皆さまのご意見を今後のまちづくりの参考とするため、アンケートのご回答にぜひご協力をお願いします。



実施期間 2026年7月27日 から **8月31日まで**

回答方法 ①【推奨】電子申請システムでのご回答

② ホームページに掲載のアンケート用紙でのご回答

・電子メール：tb-toshimas-ku@city.yokohama.lg.jp

・郵送：横浜市中区本町6丁目50番地の10 22階 都市整備局地域まちづくり課

・FAX：045-663-8641

市庁舎、区庁舎でパネル展を開催しています！

アンケート用紙のダウンロード、パネル展の詳細については

横浜市 地域別構想



で検索！

01 区プランって何？

区プランは、地域ごとの特性や課題に応じた具体的なまちづくりの方針を示すものです。

改定する区プランでは、14年後の**2040年**のまちの将来像やまちづくりの方針を示します。

02 アンケートで何を聞きたいの？

市民の皆様が実現してほしいまちづくりのために、**特に力を入れてほしい取組やまちの魅力**などについてお聞かせください。

今回いただいたご意見を参考に素案を作成し、今後改めてご意見を伺います。



03 区プランのエリア設定

土地利用の特徴や、暮らしの実感に基づく鉄道沿線等の生活圏や経済活動ごとに、市域を4つのエリアに分けてまちの将来像を示す**エリア別方針**と、18区ごとの魅力や特徴を踏まえたきめ細やかなまちの将来像を示す**区別計画**を作成します。

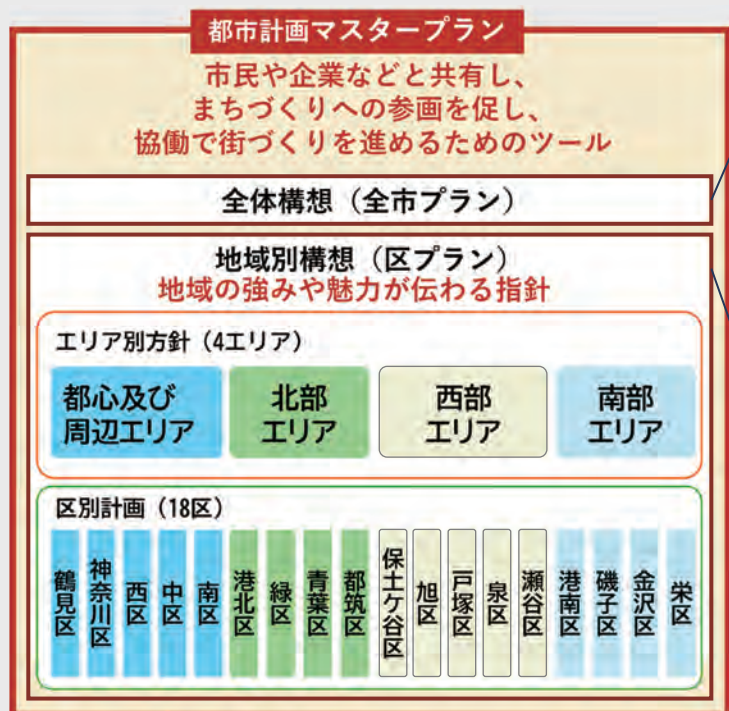


都市計画マスタープラン地域別構想（区プラン）の改定

都市計画マスタープランとは？

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づく、市町村の都市計画に関する基本的な方針です。また、市民の皆様など、まちに関わるすべての方々の「横浜をこんなまちにしたい」という思いを「まちの将来像」として共有し、協働してまちづくりを進めるための指針となるものです。

都市計画マスタープランの構成



全体構想（全市プラン）

市域全体について、都市計画の基本的な方針を示したものです。
横浜市では令和7年5月に改定しました。



改定した全市プラン

地域別構想（区プラン）

地域の強みや魅力が伝わり、地域ごとの課題や特性に応じた具体的なまちづくりの指針です。現在の区プランは18区ごとに一冊で完結する構成ですが、今回の改定では市域を4エリアに分けたエリア別方針と18の区別計画の2部構成とします。

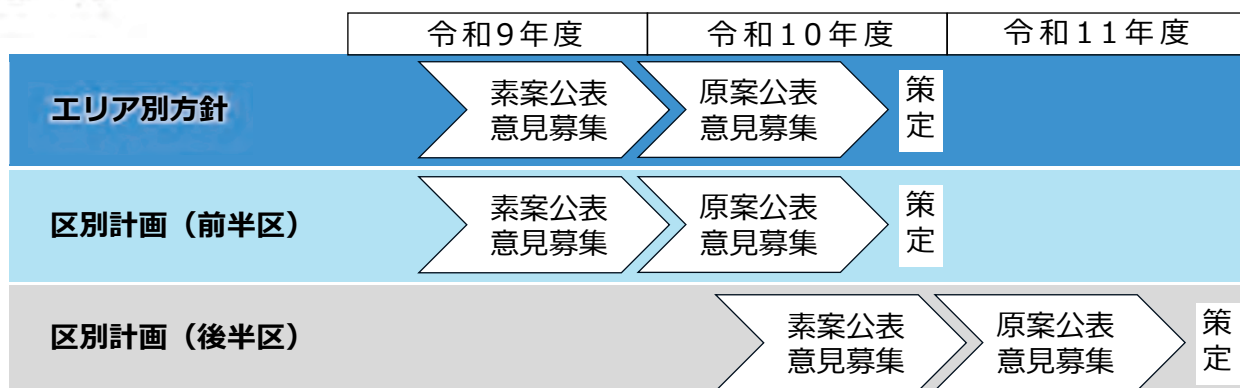


現行の区プラン

スケジュール

今回

アンケート
パネル展等



- 前半区（8区） 西区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区
- 後半区（10区） 鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ケ谷区、旭区、磯子区、栄区、瀬谷区

横浜グリーンエキスポにおける「レッツグリーンアクション」及び 「球根ミックス花壇づくり」の募集等について【情報提供】

1 事業の趣旨

横浜グリーンエキスポについて、環境に関するワークショップ等を行う「レッツグリーンアクション」の企画募集及び市内の5会場で同時に球根を植える「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集を開始します。また、民間施設や公共施設等で「機運醸成ステッカー」の掲出を開始しますので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「レッツグリーンアクション」の企画募集について

(1) 概要

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体・個人等の皆様から、横浜グリーンエキスポの会場で実施いただく環境に関するワークショップ等を募集します。

(2) 募集する企画例

ワークショップ、体験型展示、園芸教室、創作体験 など

(3) 対象・組数

環境活動に取り組んでいる又は始めてみたい団体、個人、企業、学校等 100組程度

(4) 募集期間

令和8年7月21日（火）～9月4日（金）

(5) 申込方法

インターネットの応募フォーム

(<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>)

(6) お問い合わせ先

「環共」プログラム事務局

〔電話〕 03-6268-8676 ※受付時間：平日・午前9時～午後5時30分

〔メール〕 info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp



4 「球根ミックス花壇づくり」の参加者募集について

(1) 概要

市民参加による花壇づくりを通して、市民の皆様とともにつくる横浜市出展を目指します。

ギネス記録に挑戦し、横浜グリーンエキスポの開催に向けた機運醸成を図るため、花壇づくりへの参加者を募集します。

(2) 募集人数

2,100 名

(3) 募集期間

令和8年7月27日（月）～10月9日（金）

(4) 申込方法

詳細はホームページを確認いただき、応募をお願いいたします。

(<https://yokohama-field-greenexpo2027.city.yokohama.lg.jp/event/>)



5 「機運醸成ステッカー」の掲出について

地域や企業の皆様の協力を得ながら、まち全体でエキスポへの期待感や応援ムード、盛り上がりを醸成するため、市民や来街者など多くの方々が訪れる民間施設等に8月頃から順次配付し、掲出いただく予定です。



6 送付資料

- ・「レッツグリーンアクション」募集チラシ
- ・「球根ミックス花壇づくり」募集チラシ

仕様： 11cm × 11cm 両面シール
製作枚数： 10万枚
掲出期間： 令和8年8月上旬～
横浜グリーンエキスポの終了日
(令和9年9月26日) まで

3について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 藤原、木下
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

4について

みどり環境局戦略企画課
担当 野本
電話 045-671-2032 /FAX 045-550-4093
メール mk-expo-ryokukasai@city.yokohama.lg.jp

5について

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
担当 西尾、雨宮
電話 045-671-4627 /FAX 045-212-1223
メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

地球と共に「環共」プログラム



公式マスコットキャラクター
トウントウンク

企画募集!

レッツ グリーンアクション

あなたの環境への取組をEXPO来場者につなげよう!

企画募集期間 2026年 7月21日(火)～9月4日(金) 17時まで

ワークショップや体験型展示等を通じて、
来場者に環境に対する"活動"や"想い"を伝え、
横浜グリーンエキスポから環境活動に
取り組む人々の輪を広げる企画を募集します。

エコ
ワークショップ



フィールド
ワーク



ロスフラワー
アート



環境教育
ワークショップ



園芸教室



レッツグリーンアクション

募集概要

募集する企画例

ワークショップ、
体験型展示、
園芸教室、創作体験等

対象

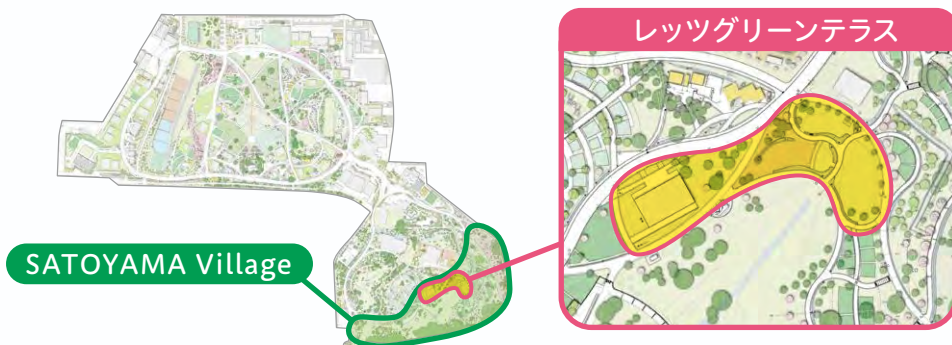
環境活動を行っている又は環境活動を始めたい
団体、個人、企業、学校等
応募組数:100組程度

応募方法

応募フォームからエントリー 詳細はウェブページをご覧ください。
※ウェブページに記載している募集要項等を必ずご確認の上、ご応募ください。

活動する場所

SATOYAMA Village 内「レッツグリーンテラス」



©Expo 2027



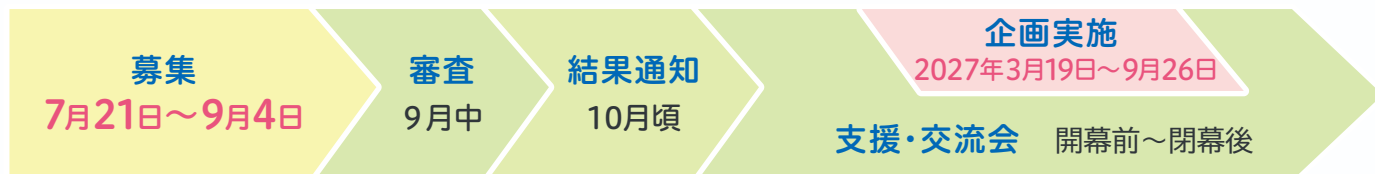
公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク

募集説明会

日付	時間	場所
7月28日(火)	19:00～20:00	象の鼻テラス(神奈川県横浜市中区海岸通1丁目)
8月1日(土)	14:00～15:00	神奈川県厚木合同庁舎(神奈川県厚木市水引2丁目3-1)
8月8日(土)	14:00～15:00	品川インターシティホール会議室(東京都港区港南2丁目15-4)

※終了時刻は見込みです。 ※事前の申込みが必要です。詳細はウェブページをご覧ください。
※企画応募にあたっては、募集説明会の参加は必須ではありません。

スケジュール(予定)



詳細・応募はこちらから

レッツグリーンアクション 検索

<https://expo2027yokohama.or.jp/learn-enjoy/letsgreen/>

問合せ先 「環共」プログラム事務局

TEL 03-6268-8676

E-mail info@letsgreenaction.expo2027yokohama.or.jp

受付時間 9:00～17:30(土日、祝日を除く) ※7月13日受付開始予定

2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

International Horticultural Expo 2027, Yokohama, Japan
City of Yokohama, Kanagawa Prefecture Mar.19-Sep.26 2027

主催

GREEN×EXPO協会

(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)



OFFICIAL
CHALLENGE



© Expo 2027

GREEN×EXPO 2027
公式マスコットキャラクター
トゥンクトゥンク

横浜グリーンエキスポ 連携イベント ギネス世界記録®に挑戦！ 球根ミックス花壇づくりで仲間になろう！

挑戦内容

同時に球根を植えた最多人数(複数会場)

本挑戦記録におけるオンラインによる同時中継での挑戦は世界"初"の挑戦記録となる予定です

開催日

2026年
11月14日(土)

募集期間

2026年
7月27日(月)～10月9日(金)まで



←[応募はコチラから]
詳細はホームページをご確認ください

横浜市民活動フィールド



球根ミックス花壇とは？

2017年の全国都市緑化よこはまフェアに合わせ、山下公園で始まった花壇づくりです。現在は市内各所の公園で実践されています。チューリップやスイセン、ムスカリなどの春咲き球根を混ぜて植えることで、開花時期の異なる花が次々に咲き、長く楽しめるのが特徴です。時期ごとに異なる景色を楽しめます。

ギネス世界記録への挑戦内容・参加資格

横浜グリーンエキスポ会場を中心に、横浜公園・新横浜公園・金沢自然公園・反町公園をオンライン中継でつなぎ、一斉に球根を植える人数でギネス世界記録に挑戦します。



参加資格

グリーンエキスポ会場
横浜公園／金沢自然公園／反町公園

小学5年生以上・横浜市内に
在住、在学、在勤の方

新横浜公園

小学5年生以上、
市外からのご参加も可能

いよいよ、「横浜グリーンエキスポ」の開幕が近づいてまいりました。市民の皆様一人ひとりの参加によって作りあげるこのエキスポが、環境への意識や行動を見つめ直すきっかけとなり、心に残り続ける万博となるよう、ともに歩んでいきたいと思ひます。

その大きな一歩となるのが、今回の花壇づくりです。上瀬谷のグリーンエキスポ会場をはじめ、市内5会場をオンラインで結び、一斉に球根を植え、ギネス世界記録に挑戦します。同じ時期に、同じ思いで植えられた球根は、来春、エキスポ会場を彩る花の風景へとつながっていきます。自らの手で万博の景色づくりに関わることのできる、またとない機会です。

ぜひご家族やご友人とともにご参加いただき、この日ならではの特別な体験を共有しながら、「横浜グリーンエキスポ」をともに創り上げてまいりましょう。皆様のご参加を心よりお待ちしております。



横浜市長 山中 竹春

このチラシに関するお問合せ：横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局
E-mail: mk-yokohama-field@city.yokohama.lg.jp

主催：横浜市、GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市市民活動フィールド実行委員会
共催：公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
公益財団法人横浜市スポーツ協会



©EXPO 2027

「横浜市中期計画 2026～2029」の公表について

1 趣旨

今後 4 年間の横浜市政の指針となる「横浜市中期計画 2026～2029」（以下「本計画」という。）は、6 月 5 日に横浜市会において議決されました。※ 1

本計画の策定に当たっては、横浜市町内会連合会及び各区区連会の皆様に、市民意見募集やパブリックコメントをはじめ、多大なる御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

このたび、本計画の冊子及び概要版を横浜市ホームページで公表しました。

本計画は、「市民の実感」で政策の成果を測り、データに基づく検証・改善を重ねることで、市民生活の向上を図ることを目指しています。

本計画に掲げた戦略や政策等を皆様と共有し、連携しながら、共に目指す都市像「明日をひらく都市」の実現に取り組んでまいります。

本計画の周知に御協力のほど、何卒お願い申し上げます。

※ 1 附帯意見を付して議決

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 公表資料

単位会長あてに概要版パンフレットを送付します。詳細は別添をご参照ください。

また、確定版冊子の販売及び概要版パンフレットの配布は以下のスケジュールで予定しています。

	確定版冊子（有償販売）	概要版パンフレット
7 月 2 日	市ウェブページ※ ² で公表済み	市ウェブページ※ ² で公表済み
7 月区連会	－	単位会長あて送付
7 月中下旬	－	配布開始予定 （市民情報センター、区役所等）
8 月頃	販売開始予定 （価格、時期など決まり次第、市ウェブページ※ ² で公表します）	－

※ 2 市ウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/hoshin/4kanen/2026-2029/chuki2026-.html>



政策経営・国際戦略局経営戦略課
担当 山口、岡田
電話 045-671-2010 /FAX 045-663-4613
メール ss-keieisenryaku@city.yokohama.lg.jp



横浜市中期計画 2026-2029

【概要版】

City of YOKOHAMA

横浜の未来

— 都市像「明日をひらく都市」へ(2040年頃の横浜のありたい姿)—

都市像「明日をひらく都市」は、2040年頃の横浜のありたい姿をあらわしています。「横浜市中期計画2026-2029」においても、「明日をひらく都市」を2040年頃の横浜のありたい姿として継承します。そして、横浜に関わる全ての皆様と、共に未来を切り拓いていくための共通の大方針として、引き続き共有、活用していきます。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、
都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。

ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。

これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。

様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。

多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。

たくさんの人が集い、明日を感じ、語らいあえる都市。

多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。

自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。

横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。

明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。

※「明日をひらく都市」は、変化が激しく先行きが見通しにくい不確実な社会にあって、「横浜市中期計画2022-2025」の策定を機に、法令等に留意し、4年ごとに策定する中期計画の指針にするという考え方に立って策定した都市像です。横浜市は、あらゆる機会を捉えてこの指針を内外に発信・共有し、横浜に関わる多様な人・企業・団体の皆様と共に未来を切り拓いていくための共通の大きな考え方として活用してきました。

※「明日をひらく都市」は、社会の変化に対応しながら持続可能で包摂的な都市を目指す方向性として示したもので、横浜市基本構想(2006(平成18)年策定)を踏まえて策定しています。「明日をひらく都市」を本計画でも継承していくとする考えのもと、横浜市基本構想を今後も継承していきます。

計画の考え方

【 計画の位置付けと策定経過 】

「横浜市中期計画2026-2029(以下「本計画」という。)」は、2040年頃の横浜のありたい姿として、都市像「明日をひらく都市」を継承し、現状の課題解決に取り組みながら、「市民生活の安心・安全」と「横浜の持続的な成長・発展」を目指す、横浜市の新たな中期計画です。

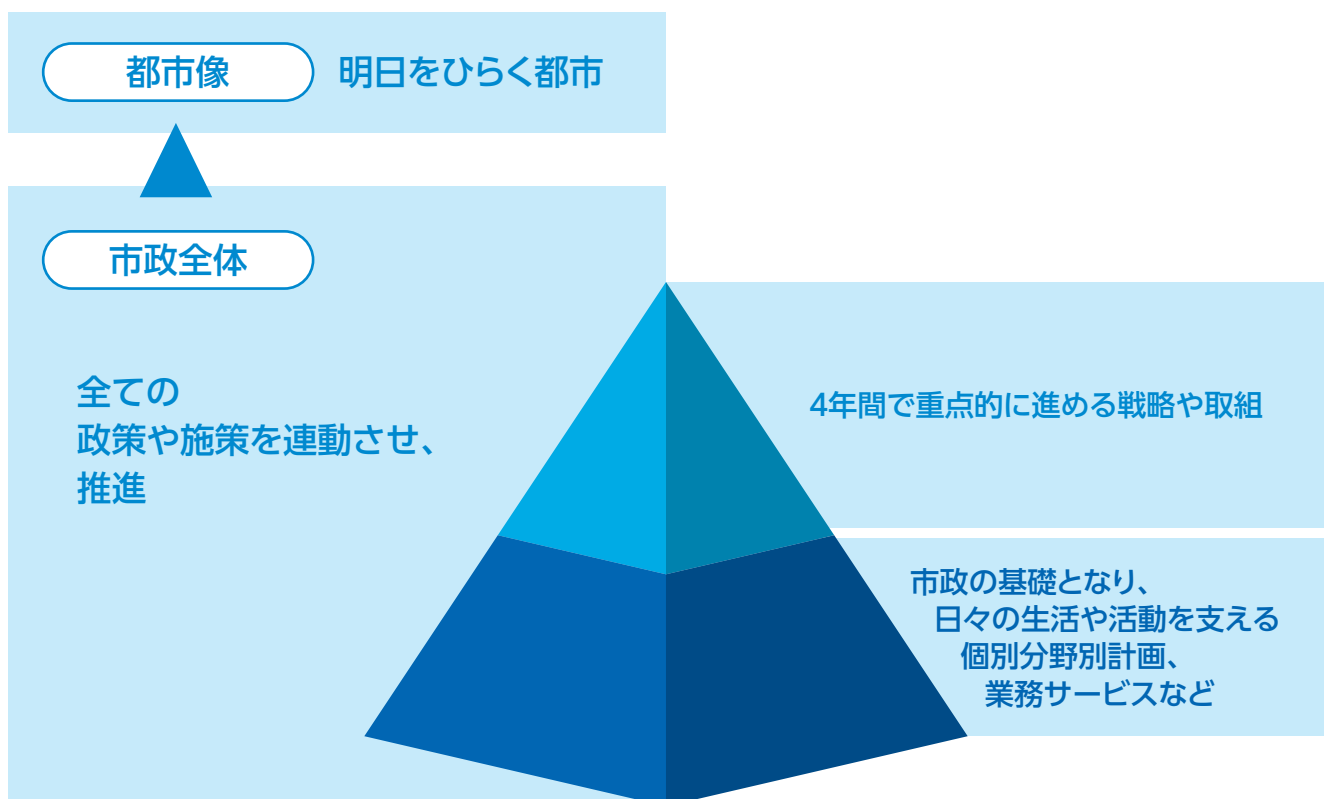
【 本計画の特徴 】

本計画は、現在と未来の両方の視点で都市の将来像と施策を捉え、「都市像」、「戦略」、「政策」、「施策」の体系化や、計画で予算を固定せず、行政・財政を変革させながら最適な事業を追求するとした前計画の考え方を継承しています。

加えて、より戦略的・体系的な計画へと高め、市民の皆様の実感を評価の軸に置いて、目標に向けて柔軟に必要な取組や手段を選択し、実践していくスキームとし、市民の皆様の暮らしの意識や状態を定期的に把握しながら、その向上等を目指して、4年間で重点的に進める戦略や取組を中心に記載しています。

【 市政の基調と目指す都市 】

平和や人権の尊重を市政の基調に据え、本計画を4年間の重要方針とし、個別分野別計画など横浜市が進める全ての政策や施策と連動させることにより、市民の皆様やこれから横浜を共に育む仲間となる皆様が、明るく元気に自分らしく生きることができ、横浜での暮らしや活動に価値を実感できる、そして世界に誇れる都市を目指していきます。



戦略

本計画では、戦略として、「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」を掲げ、現状の課題解決に取り組みながら、未来につなぐ政策を推進し、「明日をひらく都市」の実現に取り組めます。



市民生活の安心・安全

あらゆる世代・多様な市民の皆様が
安心・安全を基本に、
自分らしくいきいきと暮らすことのできる
「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

×

横浜の持続的な成長・発展

世界をリードする都市として
持続的に成長・発展することで
未来に希望を抱くことができる
「選ばれるまち」を目指します

計画期間

2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までの4年間の計画とします。

計画体系

共にめざす都市像 OPEN×PIONEER 2070 YOKOHAMA 明日をひらく都市

「財政ビジョン」を市政運営の土台とし、「行政運営の基本方針」に基づき、
横浜市役所は組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様と共に、
〈14の政策分野からなる総合的な取組〉と〈横浜の成長・発展に向けた横断的な取組〉により、
「明日をひらく都市」の実現を目指します。

戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

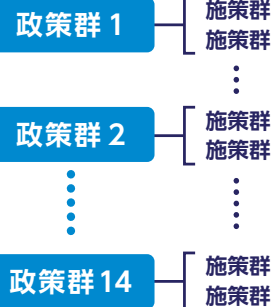
総合的な取組

政策の分野(14の政策群) ——— 33の施策群

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療・保健	にぎわい・スポーツ・文化
こども・子育て	産業
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境との共生
障害児・者	みどり

政策群は、政策分野に関連する取組を
まとめた施策群で構成

- 各施策群は個別分野別計画と連動
- アウトカム※1指標により進捗管理



横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた「明日をひらく都市プロジェクト」

循環型都市への移行

観光・経済活性化

未来を創るまちづくり

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営を更に推進し、「施策の推進」と「財政の健全性の維持」を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン※2(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革) ～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション ～

※1 アウトカム：施策・事業の実施により発生する社会的・環境的成果

※2 リ・デザイン：既に存在する仕組みやサービスなどを、新たな目的や状況に合わせて再度設計し直すこと

データ駆動型経営への本格移行

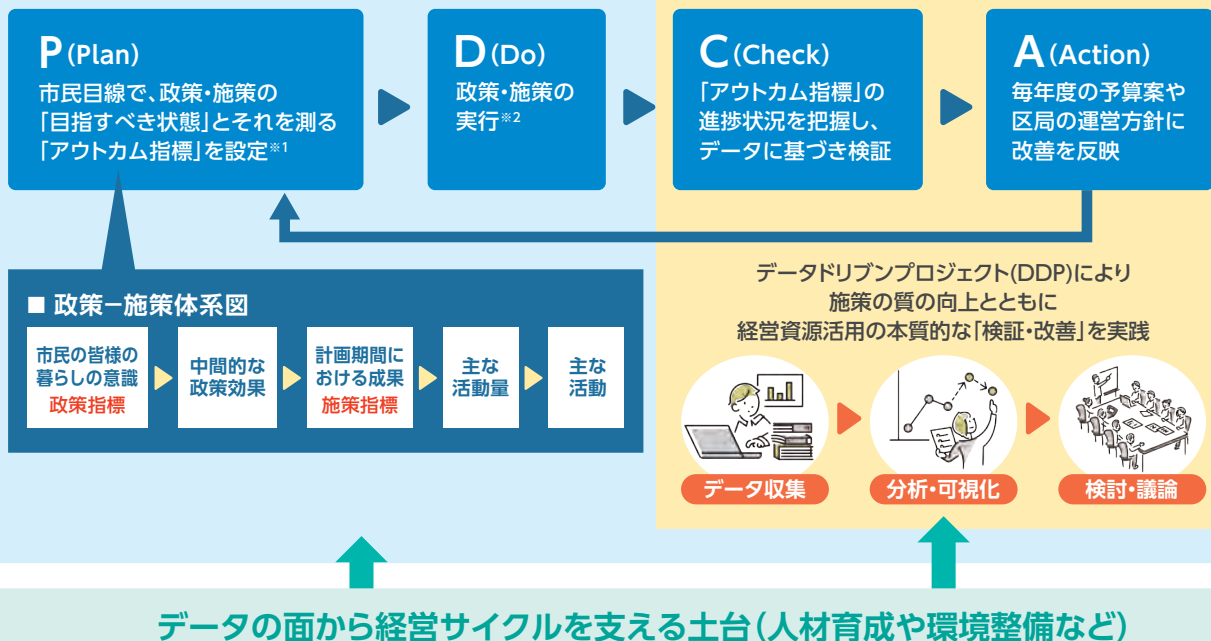
データ駆動型経営へ本格移行し、「政策・施策」の体系(政策・施策体系図)のもと、今後4年間で重点的に進める総合的な取組と、「明日をひらく都市プロジェクト」の横断的な取組を推進し、個別分野別計画等の推進とあわせ、市民生活の向上を目指します。

本計画をもとに進める今後4年間の重点的な取組や個別分野別計画に基づく取組など、横浜市が進める全ての施策や事業について、「市民目線の経営サイクル(PDCA)」のもと、市役所全体でガバナンスとマネジメントを発揮しながら推進します。

横浜市役所が実践するデータ駆動型経営

「市民目線の経営サイクル(PDCA)」の中で、「目指すべき状態」と「アウトカム指標」の進捗状況を適時適切に検証し、改善を図ることで、成果を発現

◆市民目線の経営サイクル



※1 計画策定段階で、市民目線を中心とした最上位の目標から、その実現に向けた中間的な政策効果、中期計画期間における成果までをバックキャストで設定し、可能な限り可視化

※2 最適な手法の選択、協働・共創の推進

こうした経営サイクルの一環として、計画策定時に、政策・施策について、

政策群 に **市民の実感** を測る政策指標

施策群 に **成果発揮** を目指す施策指標

を、それぞれアウトカム指標として設定しました。

なお、こうした指標のほかに、人口(転入超過数、生産年齢人口、出生率)、市内就業者数、市内総生産、市内CO₂排出量をはじめ、本計画での中間的な政策効果などの数値の動きも確認・留意しながら、戦略の推進に生かしていきます。

14の政策群と33の施策群

※政策群・施策群の取組の詳細はこちら



基礎自治体が対応すべき行政分野の取組を、14の政策群・33の施策群にまとめました。

政策群に設定した「市民の実感を測る政策指標」（現状値（令和7年度の実績））の向上等を目指し、施策群の取組を今後4年間で重点的に取り組んでいきます。

政策群

01 毎日の安心・安全



市民実感を測る政策指標

治安の良いまち
だと思いますか

66.8%

インフラ施設が安心・
安全に利用できるまち
だと思いますか

78.0%

施策群

01 防犯、歩行者の安心・安全

02 インフラ施設の安全確保

主な取組

先端技術の活用による「暗がり」解消、通学路をはじめとした歩行者が安心して通行できる空間整備、インフラ施設の計画的な保全や長寿命化・更新等

主な指標

●夜間照度（灯りの充足率）	【目標値】 【100%】	●通学路でのこどもの交通事故死亡者数	【目標値】 【0人】
●防犯カメラの設置率 （自治会町内会新規要望充足率）	【100%】	●路面下空洞調査の完了率 （4年間で調査が必要な延長に対する割合）	【100%】
●小学校周辺の防犯カメラ機能付き防犯灯設置率	【100%】	●送配水管の更新・耐震化の完了率（送配水管の耐震管率）	【39%】

政策群

02 防災・減災



市民実感を測る政策指標

災害に強いまちだと思いますか

45.6%

施策群

03 地震防災対策

04 風水害対策

主な取組

発災時の安全の確保、誰もが安心して避難生活を送ることができる避難所環境の整備、広域防災拠点の整備、浸水対策や河川護岸の整備、崖地の安全対策、多様な手段を活用した避難行動の支援や啓発活動

主な指標

●食料・飲料水備蓄量（地域防災拠点）【避難者3食3日分】	【目標値】 【100%】	●トイレ洋式化率（市立小中学校）	【目標値】 【100%】
●重点対策地域 ^{*1} 内の地震ブレイカー設置率	【80%】	●広域支援部隊の現地司令施設の整備進捗率	【100%】
●「浸水リスクが高く早期に整備する地区」の事業着手率	【100%】	●自宅の災害リスクを知っていると答えた市民の割合（地震・風水害）	【75%以上】

政策群

03 医療・保健



市民実感を測る政策指標

安心して適切な医療が受けられるまち
だと思いますか

77.9%

施策群

05 医療・救急・保健

主な取組

地域中核病院及び市大附属2病院・医学部等の再整備等の支援や検討、AI・デジタル技術の積極的な活用、地域完結型医療の推進、総合的ながん対策、生活習慣の改善や生活習慣病の発症予防、重症化予防、歯科口腔保健や食環境づくり

主な指標

●入院医療の市内完結率 急性期	【目標値】 【84.5%】	●入院医療の市内完結率 回復期	【目標値】 【91%】
●がん検診の受診者数	【700,000人】	●がん精密検査の受診率	【90%】
●緊急度が高い傷病者に対する救急車等の現場到着平均時間	【6分台を維持】	●健康に気を付けていると答えた市民の割合	【維持・増加】 （87.8%以上）

政策群

04 こども・子育て



市民実感を測る政策指標

子育てしやすいまちだと思いますか

57.0%

施策群

06 子育て支援

07 保育・幼児教育

08 こどもの体験機会づくりと居場所の充実

09 困難な状況にある子ども・家庭への支援

主な取組

一時預かり施策の充実、18歳までの小児医療費助成の無償化、待機児童^{*2}や保育の必要性が高い保留児童^{*3}の解消、年齢に応じた体験機会の充実、学校の長期休業期間中の昼食提供、困難を抱えるこどもやその家族を社会全体で見守り・支える環境づくり

主な指標

●小児医療費助成の対象者数	【目標値】 【480,019人】	●一時保育・乳幼児一時預かり等の利用実人数	【目標値】 【20,000人】
●待機児童数	【0人】	●こどもの体験機会数（スポーツ・文化・農を含む）	【14,500回】
●放課後キッズクラブ・放課後児童クラブにおける長期休業期間中の昼食提供利用者数	【22,000人】	●若者の社会参加に向けた支援による改善者数	【7,700人】 （累計）

政策群

05 教育



市民実感を測る政策指標

教育環境が充実しているまち
だと思いますか

57.4%

施策群

10 教育環境の整備（ソフト・ハード）

11 安心して生活できる学びの環境づくり

12 学力の向上

13 教職員

主な取組

空調設備やエレベータの設置・更新、中学校全員給食の着実な推進等ソフト・ハード両面からの教育環境整備、柔軟で多様な学びの環境づくり、「子ども主体の学び」による資質・能力の着実な育成、先端技術を取り入れた英語教育、教職員の養成・採用・育成・働き方の一体的な改革の推進

主な指標

●エアコン設置率（市立小中学校体育館）	【目標値】 【100%】	●栄養バランスを考えて食事をしている児童生徒の割合	【目標値】 【80%】
●学校が安心できる場所だと感じている児童生徒の割合	【小6：87%】 【中3：87%】	●中学卒業段階でCEFR ^{*4} A1相当以上の生徒の割合	【85%】
●算数（数学）の授業で学習したことを、普段の生活の中で活用できている児童生徒の割合	【小6：90%】 【中3：70%】	●月の時間外在校等時間の平均時間	【30時間以下に抑制】

※1 重点対策地域：「横浜市内密集市街地における地震火災対策計画」に基づき、延焼危険性が特に高く、重点的に対策を推進する地域

※2 待機児童：国の集計方法に基づき、保留児童から横浜保育室入所者等を除いた児童 ※3 保留児童：保育所等に利用申込をしたが、保育所等を利用できていない児童

※4 CEFR：「外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠（Common European Framework of Reference for Languages）」の略称。外国語能力を6段階で評価する国際的な基準

14の政策群と33の施策群

※政策群・施策群の取組の詳細はこちら



政策群 06 高齢・長寿



市民実感を測る政策指標

高齢者にとって暮らしやすいまちだと思いますか

47.1%

施策群 14 高齢者支援

主な取組

地域との協働を基盤とした買い物などの日常生活支援や、ボランティア、就労的活動などの社会参加支援、データ等を活用した健康づくり・介護予防、安心して暮らし続けられる仕組みづくり

主な指標

●介護予防・フレイル ^{*5} 対策等につながる通いの場等に参加した人数	【目標値】 【増加】 102,463人超	●今後(老後)の暮らしについて考えたり、誰かと話したことがある人の割合	【目標値】 【維持・増加】 87.3%以上
●医療専門職の個別的支援(ハイリスクアプローチ ^{*6})により、状態が維持・改善した高齢者の割合	【増加】 74.3%超	●特別養護老人ホームに要介護3以上で入所した人の平均待ち月数	【4か月】

政策群 07 障害児・者



市民実感を測る政策指標

障害児・者にとって暮らしやすいまちだと思いますか

30.9%

施策群 15 障害児・者支援

主な取組

多様な暮らしや就労を支える取組、個々の状況に応じた本人の主体性を獲得する力を引き出し育てていく支援、市内の関係部局や、関係機関等との連携を強化し、乳幼児期・学齢期・青年期・成人期を通じた切れ目のない支援

主な指標

●グループホーム ^{*7} 利用者数	【目標値】 【7,000人】	●医療的ケア児の待機児童数	【目標値】 【0人】
●福祉施設から一般就労への移行者数	【1,200人】	●医療的ケア児・者等支援者養成数(養成研修修了者数累計)	【540人】

政策群 08 暮らし・コミュニティ



市民実感を測る政策指標

お住まいの地域は暮らしやすいまちだと思いますか

79.0%

施策群 16 地域の生活環境

17 学び・交流を支える地域の情報拠点

18 多文化共生

19 困難を抱えた人の支援

主な取組

豊かな住環境の形成、望まない受動喫煙の防止、デジタル手法等の導入による地域活動に参加しやすい環境整備、地域図書館の老朽化対策、図書取次拠点の増設、新たな図書館整備、外国人が地域で活躍できる環境づくり、生活困窮等困難を抱えている人への早期支援

主な指標

●直近1か月で受動喫煙の機会があると答えた市民の割合	【目標値】 【33%以下】	●自治会町内会活動に係る補助金等のオンライン申請率	【目標値】 【70%】
●居住環境に配慮した住宅ストック ^{*8} 数	【2,790件】 (R6-10累計)	●本に触れる機会が増加したと答えた市民の割合	【70%以上】
●地域社会において多様な文化を理解し合うことが重要と考える市民の割合	【維持・増加】 78.4%以上	●自立に向けた支援につながった対象者数	【増加】 7,920人超

政策群 09 交通



市民実感を測る政策指標

鉄道やバスなどの公共交通機関が便利なまちだと思いますか

77.6%

施策群 20 市民の移動手段の確保

主な取組

バスネットワークの維持や交通空白地の解消、地域公共交通への自動運転技術の導入支援、シェアサイクルなど多様で魅力的な移動手段の充実、高速鉄道3号線の延伸など交通ネットワークの強化や渋滞対策

主な指標

●バス運転士数充足率(2024年度の運転士の定員数に対する割合)	【目標値】 【100%】	●市営バス・地下鉄を安心して利用できると答えた市民の割合	【目標値】 【維持・増加】 79.4%以上
●交通空白地の解消(市域面積に対する交通空白地の割合)	【半減】	●シェアサイクル普及率	【2%】
●外出が増加した地区数	【53地区】	●市内の主要渋滞箇所数	【1割減少】

政策群 10 にぎわい・スポーツ・文化



市民実感を測る政策指標

観光やスポーツ・文化により、にぎわい・活力のあるまちだと思いますか

81.0%

施策群 21 観光・MICE^{*9}

22 スポーツ

23 文化芸術

主な取組

戦略的な誘客プロモーション、MICE誘致、夜景を含めた水際線の魅力向上等を通じた戦略的な回遊性向上、クルーズ船誘致、地域に根ざしたスポーツの振興、大規模スポーツイベントの誘致開催、身近な地域での文化を通じた地域コミュニティの形成、様々な主体との連携による創造性を生かしたまちづくり

主な指標

●観光消費額	【目標値】 【5,500億円】	●観光入込客数	【目標値】 【4,000万人】
●延べ宿泊者数	【1,100万人泊】	●クルーズ船寄港数	【220回】
●横浜市はスポーツの参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合	【75%以上】	●横浜市は文化の参加機会や楽しめる環境が充実していると思う市民の割合	【75%以上】

政策群 11 産業



市民実感を測る政策指標

経済的な活力があるまちだと思いますか **50.4%**

施策群 24 経済成長

25 地域産業

主な取組

サーキュラーエコノミー^{※10}やAI・半導体関連など将来の成長産業における企業集積の促進、革新的な技術を有するスタートアップ^{※11}の創出・成長・立地、中小企業の経営力・生産性向上や循環型経営への転換支援、国内最高レベルの横浜港の物流機能を生かした国際競争力の強化

主な指標

	【目標値】		【目標値】
●市内新規投資件数 (サーキュラーエコノミー・AI関連)	【24件】 (4年間累計)	●市内スタートアップ雇用者数	【9,000人】
●中小企業雇用者数 ^{※12}	【870,000人】	●商店街など身近に買い物や飲食ができる場所があると感じる市民の割合	【75%以上】
●支援施策により経営の改善・安定につながった中小企業数	【10,000社】 (4年間累計)	●超大型コンテナ船着岸数	【294隻/年】

政策群 12 まちづくり



市民実感を測る政策指標

魅力的なまちだと思いますか **69.4%**

施策群 26 都心部・臨海部のまちづくり

27 郊外部のまちづくり

主な取組

都心臨海部や新横浜都心において、世界を魅了する水際線の形成をはじめとする魅力的な都市空間の形成・活用や回遊性の向上、山下ふ頭の再開発、返還を契機とした新根岸地区におけるまちづくり、郊外部における地域の特色や歴史などの資源を生かした誰もがいきいきと暮らせる住まいづくり・まちづくり

主な指標

	【目標値】		【目標値】
●都心臨海部・新横浜都心での来街者滞在時間数	【8.0時間】	●みなとみらい地区の事業所数	【2,110社】
●水際線の来街者数	【1,100万人】	●みなとみらい地区の就業者数	【15.5万人】
●京浜臨海部における産業系の大規模建設投資件数	【22件】 (4年間累計)	●郊外部主要駅における来街者数の対前年変動率	【増加】 0%超

政策群 13 環境との共生



市民実感を測る政策指標

以前より環境に配慮した行動をするようになったと思いますか **71.6%**

施策群 28 カーボンニュートラル^{※13}

29 横浜グリーンエクスポ

30 循環型社会に向けた取組

主な取組

様々な主体と連携した「市民の行動変容」「事業者の行動変容」「脱炭素イノベーション」「市役所の率先行動」の推進、横浜グリーンエクスポの開催を通じた地球規模の課題共有と解決につなげる行動変容、再資源化^{※14}の促進、積極的なシェアリングサービスの利用等を通じた横浜らしい循環型都市への移行

主な指標

	【目標値】		【目標値】
●脱炭素の取組進捗率 (環境クレジット制度 ^{※15} への参加)	【100%】	●脱炭素の取組進捗率(市役所)	【74%】
●環境にやさしい行動に取り組んでいると答えた市民の割合	【維持・増加】 76.2%以上	●シェアリングエコノミー ^{※16} に参加していると答えた市民の割合	【25%以上】
●企業マッチング等による投入資源削減量 ^{※17}	【8,000t】	●サーキュラーエコノミーに関する事業への参加人数	【61,000人】

政策群 14 みどり



市民実感を測る政策指標

身近な自然環境が充実しているまちだと思いますか **68.8%**

施策群 31 公園・動物園

32 都市農業

33 みどりの保全と創出

主な取組

「やさしい公園づくり」や柔軟な運営による公園の一層の活用、プレイパークをはじめとするこどもの体験機会の拡充、3つの動物園の特性を伸ばした体験価値の向上、豊かな農のブランディングによる都市の魅力向上、郊外部に残された樹林地の保全、魅力を実感できる新たなみどり空間の創出

主な指標

	【目標値】		【目標値】
●公園等でのこどもの体験機会の創出数	【80箇所】	●市民の動物園に関する満足度	【維持・増加】 78.9%以上
●農に親しむ機会があると答えた市民の割合	【33%以上】	●市内産農畜産物直売所利用者数	【1,540千人】
●よこはまのみどりを魅力的と感じる市民の割合	【維持・増加】 76.5%以上	●都心臨海部の新たな魅力あるみどり空間の創出数	【3箇所】

※5 フレイル：からだところの機能が低下し、将来介護が必要になる危険性が高くなっている状態 ※6 ハイリスクアプローチ：健康リスクが高い対象者に対して、働きかけること
 ※7 グループホーム：当該項目では、障害のある人が地域の一般的な住居で家庭的な雰囲気のもと、共同生活を行う住まいの場のことをいう
 ※8 住宅ストック：市内に現存する住宅
 ※9 MICE：企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)などの総称
 ※10 サーキュラーエコノミー：シェアや修理、リサイクルなどの取組を通じて資源を循環させ、新たな資源やエネルギーの投入を減少させていく経済モデル
 ※11 スタートアップ：一般的に「新しい企業であって」、「新しい技術やビジネスモデル(イノベーション)を有し」、「急成長をめざす企業」のことを指す
 ※12 中小企業雇用者数：法人市民税課税台帳データから、市内中小企業の市内従業者数を抽出して算出
 ※13 カーボンニュートラル：二酸化炭素などの温室効果ガスの人為的な発生源(事業活動や日常生活)による排出量と、建設資材等の原材料への二酸化炭素の再利用や森林吸収等による除去量とが均衡した、温室効果ガス排出量の実質ゼロを指す
 ※14 再資源化：ごみとして排出された廃棄物(プラスチック、紙、建設廃棄物など)を、そのまま処分せず、新たな製品の原材料やエネルギー源として再利用できる状態に加工する活動
 ※15 環境クレジット制度：企業等が温室効果ガス削減量を取引できる制度
 ※16 シェアリングエコノミー：消費者庁の「あんぜん・あんしんシェアリングエコノミー利用ガイドブック」によると、インターネットを介して個人と個人・企業等との間で活用可能な資産(場所・モノ・スキル等)をシェア(売買・貸し借り等)することで生まれる新しい経済の形
 ※17 投入資源削減量：焼却や埋立処理していたものを、リユースやリサイクル等により循環させることで、製品に新たに投入する資源を削減した量

明日をひらく都市プロジェクト

「政策 - 施策」の体系のもと、個別分野別計画等の推進も含め、政策群に位置付ける今後4年間で重点的に進めるみどり・農・海等豊かな自然環境など、横浜のポテンシャルや魅力をより高め、横浜の更なる持続的な成長・発展につ

01 循環型都市への移行

～生産・消費・再資源化のあらゆるステージで
循環型都市を目指す「YOKOHAMA CIRCULAR LINK」～

環境・経済の両面から持続可能な都市を実現するため、サーキュラーエコノミー（循環経済）の取組を進めます。サーキュラーエコノミーは、資源やエネルギーの循環利用により環境負荷を減らし、カーボンニュートラルの実現にも貢献します。また、新たなサービスや技術を生み出し、経済の活性化にもつながります。

横浜ならではの都市の特性を生かした「横浜らしいサーキュラーエコノミー」の取組を推進し、持続可能な循環型都市を目指すとともに、この取組を横浜グリーンエクスポ等を通じて世界に発信します。

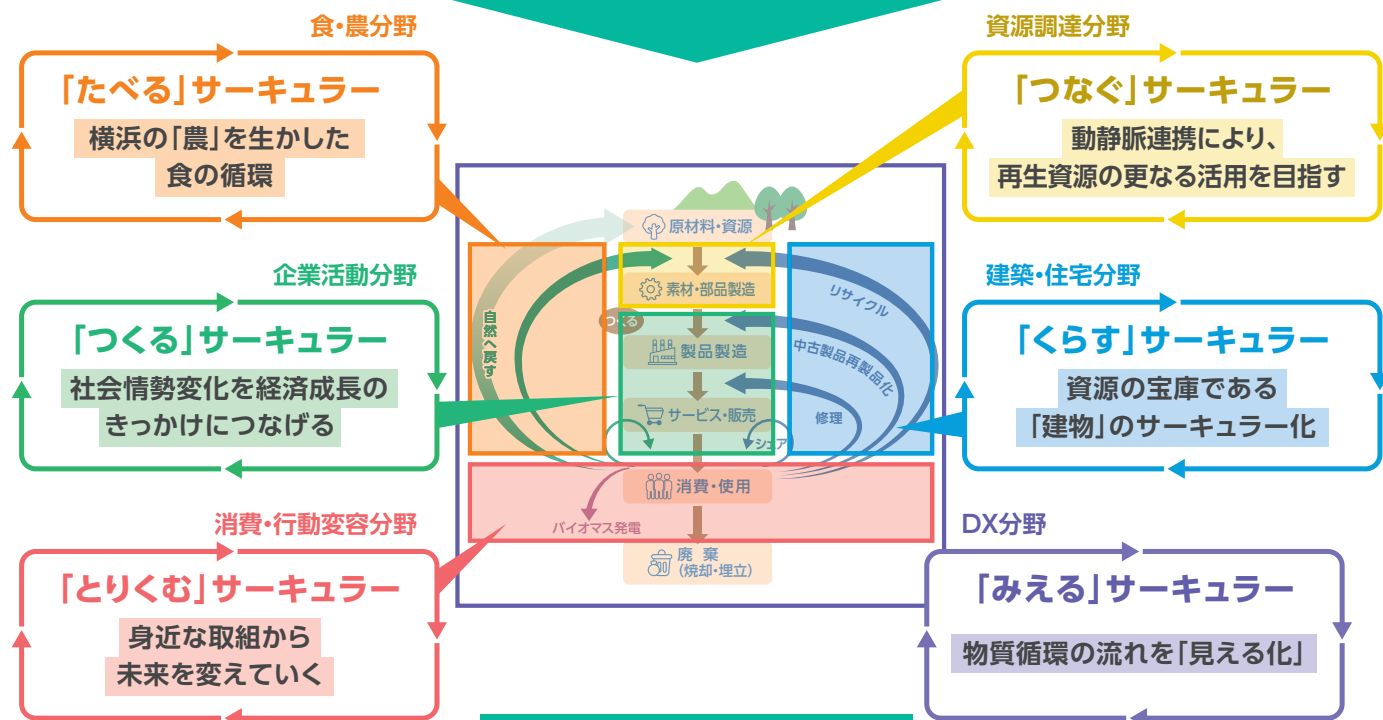
横浜の強み・特性

大規模

多様性

市民意識

「横浜らしい」循環型都市へ



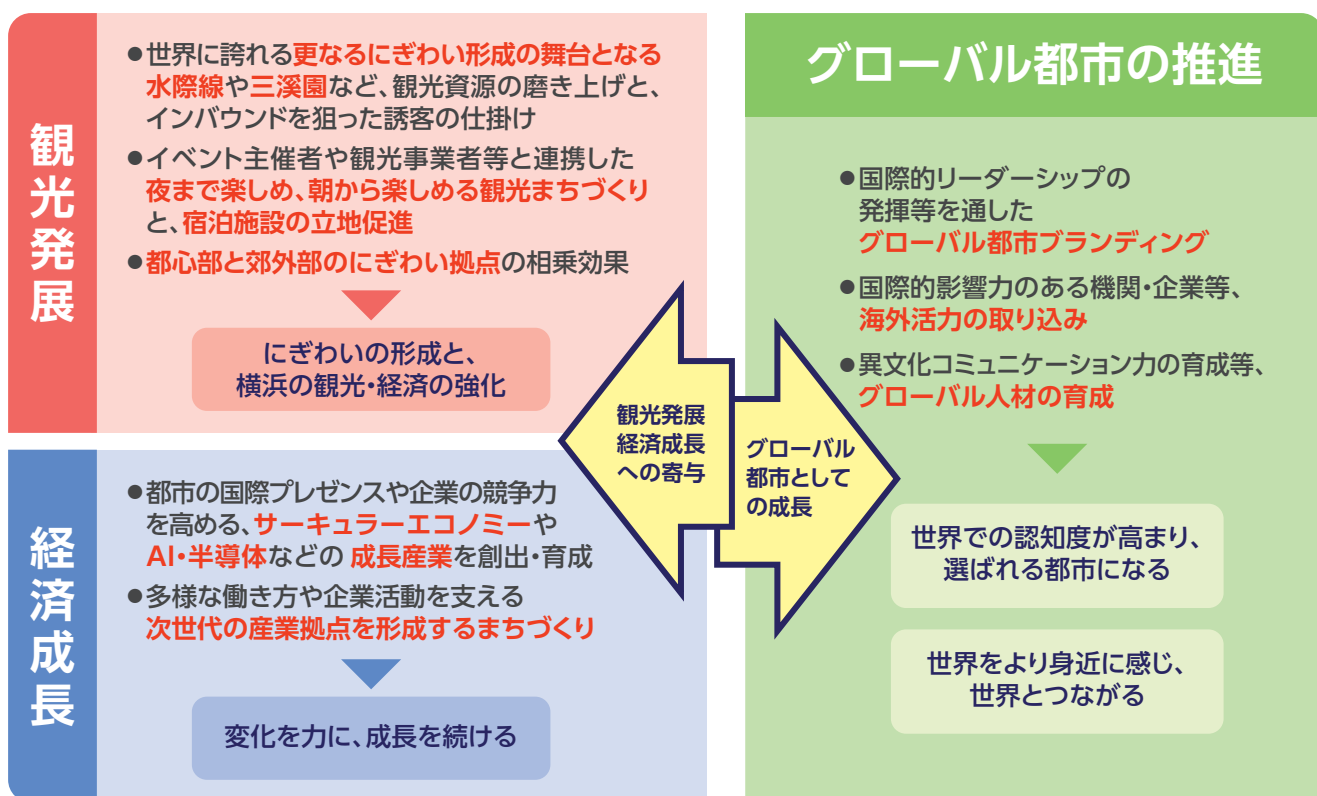
サーキュラーエコノミーが国際的な潮流となっていく中、
これらの取組を広く世界へ発信し、
アジアを代表する循環型都市へ

総合的な取組を市民目線で推進することはもちろん、先人たちが築き、維持・継承してきた都市基盤や経済環境、
ながるテーマについて、「明日をひらく都市プロジェクト」として、3つのテーマで施策横断的に取り組みます。

02 観光・経済活性化 ～にぎわいが経済を育み、世界とつながる横浜へ～

サーキュラーエコノミーやAI・半導体等、最先端技術の進展などの世界潮流を見据えるとともに、世界に誇れる水際線や三溪園をはじめとした、観光都市・横浜を代表する資源を生かして、横浜の観光・経済における強み・ポテンシャルを最大化するとともに、未来に向けた産業創出に取り組み、経済の持続的な成長・発展につなげます。

さらに、積極的に海外活力の取り込み、横浜ブランドの海外への発信を進め、国内外から人や企業が集まる、グローバル都市横浜を目指します。

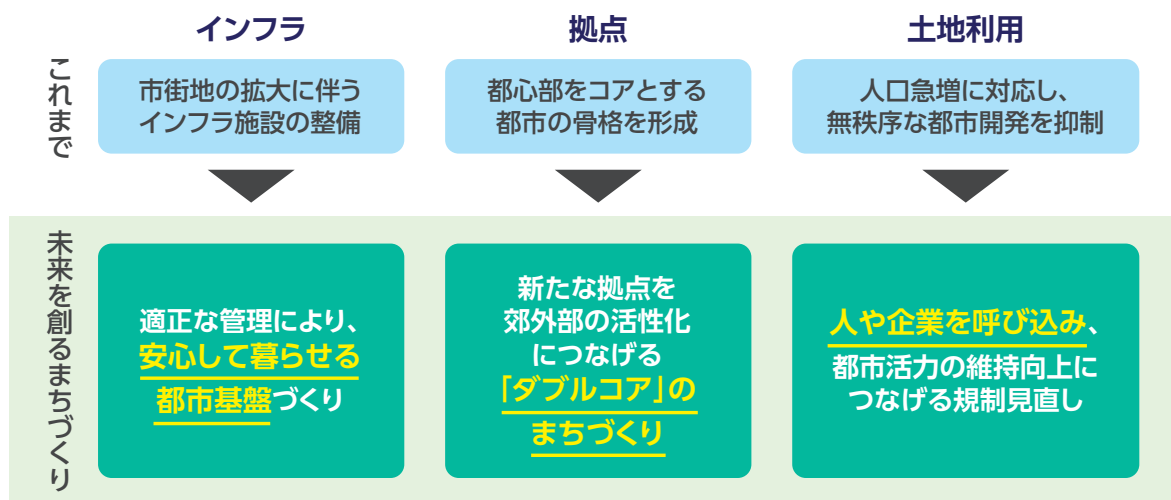


観光発展 + 経済成長 + グローバル都市の推進

3つの取組を連動して進め、市民が世界に誇れる都市へ

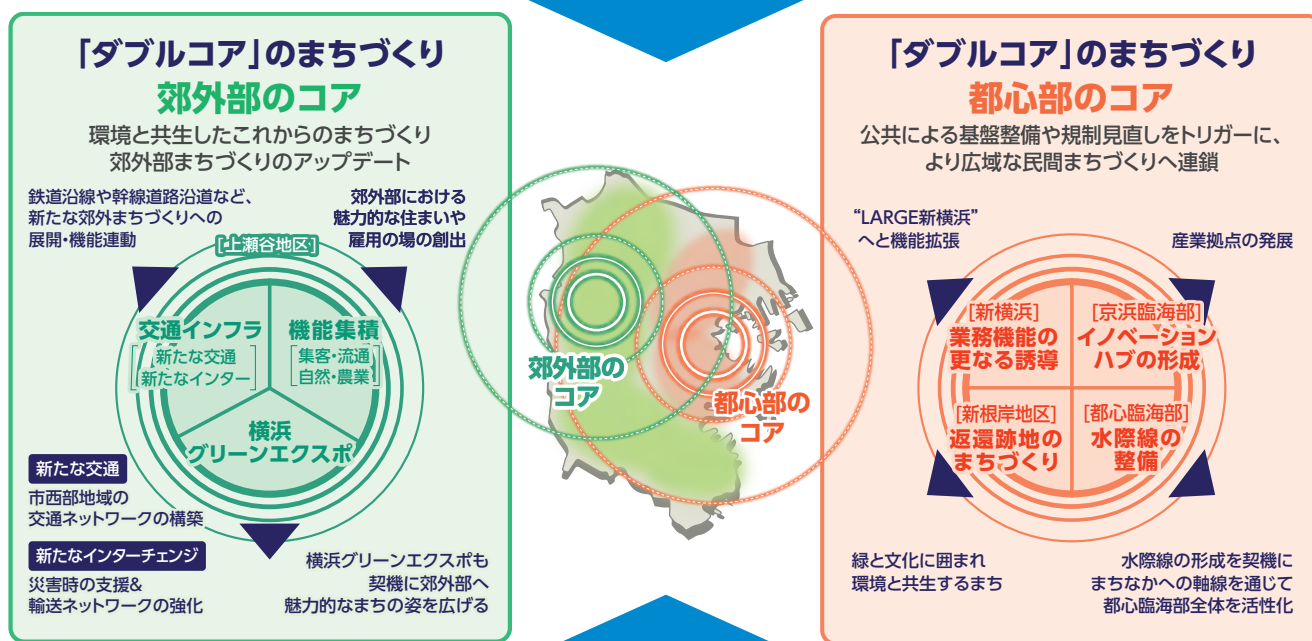
人口減少社会においても持続的に成長・発展する都市を目指して、未来を創るまちづくりを進めます。

従来の都心部だけでなく郊外部にも活性化の拠点を創り、これまで以上に郊外部のまちづくりに力を入れていきます。あわせて、人や企業を呼び込み、都市活力の維持向上につなげる全市的な土地利用規制の見直しや、成長の土台となる市民の皆様の安心・安全な暮らしを守る基盤づくりを進めます。



安心して暮らせるまちづくり

まちの基礎であるインフラ施設（上下水道・道路等）を、着実に維持管理します。
将来の大規模災害にも備え、市民の皆様の安心・安全な暮らしを守ります。



規制見直しを通じた機能誘導

土地利用規制を時代の変化や社会ニーズに合わせて全市的に見直します。
地域ごとの特性に応じた、人や企業を惹きつけ活力ある魅力的な市街地を形成します。

行財政運営

政策分野の総合的な取組や横断的な取組を進めるに当たって、これらを支える土台となる取組です。政策推進・行政運営・財政運営を密接に連動させることで、持続可能な市政運営を更に強化します。

「施策の推進と財政の健全性の維持」を両立させることを目指し、限られた経営資源を最大限に活用しながら、将来にわたって安定した行政サービスを提供できる体制・仕組みを構築し、市民の皆様の信頼に応える持続可能な市政運営を実現します。

1 行政運営

少子高齢化社会の進展や、生成AI等の最新技術の発展など、社会の状況が大きく変化する中で、横浜市では一層、イノベーションを加速していく必要があります。

デジタル技術の活用をはじめとした便利で安心な市民サービスの向上、BPR^{※1}による業務効率化等を目指す行政運営の最適化を両輪として、行政運営を進めていきます。

また、職員が働きがいを実感できる職場をつくるために、戦略的な人材育成の推進や、働き方改革、就業環境の更なる向上等を進め、市役所のチーム力向上につなげます。

01 便利で安心な市民サービス

取組1(1)	「行かない」、「待たない」、「書かない」、「回らない」窓口の実現
取組1(2)	AI活用による市民サービス向上
取組1(3)	地域課題の解決に向けた取組強化
取組1(4)	公民連携で実現する社会課題解決

02 行政運営の最適化

取組2	業務の効率化と生産性向上
取組3(1)	効率的な組織体制の構築
取組3(2)	戦略的な人材育成と働きがいのある職場づくり
取組4	歳出改革の推進

DX
推進

横浜市が推進するDX^{※2}の事例と4年後の姿(ビジョン)

※1 BPR : Business Process Re-engineeringの略称。既存の業務内容や業務フロー、組織構造などを見直し、再構築すること

※2 DX : Digital Transformationの略称。デジタル技術やデータを用いて、社会や生活の形を変えること

2 財政運営

横浜を取り巻く社会経済情勢がかつてないスピードで変化する中、市民の皆様の新たなニーズにも柔軟かつ的確に応えつつ、多様化・複雑化する課題等に対し、常に中長期的な財政運営の展望を持ちながら、持続可能な財政運営を推進する必要があります。

そのため、より効果的・効率的な財政運営を目指し、前例にとらわれることなく施策の質の向上や事業の新陳代謝を積極的に進めるなど、「創造・転換」を理念とする歳出改革に取り組むことで、2029(令和11)年度に実施する2030(令和12)年度予算案の編成で減債基金^{※1}の臨時的活用からの脱却を実現します。

01 市民ニーズに柔軟かつ的確に応え続けるための持続可能な財政運営の推進

取組1	減債基金の臨時的な活用からの脱却に向けた歳出改革の推進 (施策・事務事業の最適化、財源確保等の徹底)
取組2	将来を見据えた税源涵養の取組等の推進 (税財源基盤の強化、ふるさと納税の推進等)
取組3	公平公正な税務行政の推進と市税収入等の確保

02 将来世代に先送りしない適正な債務管理と投資管理

取組1	計画的・戦略的な市債活用と残高管理
取組2	計画的・戦略的な投資管理の推進
取組3	市場から信頼される市債の安定的かつ円滑な発行
取組4	特別会計 ^{※2} ・企業会計の更なる健全化の推進

03 将来を見据えたファシリティマネジメント^{※3}(資産の総合的なマネジメント)の推進

取組1	資産の適正化の推進
取組2	公共施設の適正化の推進
取組3	公共工事における建設業の働き方改革の推進、 適正な発注による品質確保

04 誰もがわかりやすく共感できる財政広報の展開・情報発信

取組1	世代やニーズに応じた、わかりやすく利活用しやすい財政広報の展開
取組2	地方税財政制度の充実に向けた課題提起

※1 減債基金：市が発行した市債の将来の償還(返済)等に備えて、計画的に資金を積み立てるために設置している基金

※2 特別会計：港湾整備事業費、中央卸売市場費、中央と畜場費、市街地開発事業費、自動車駐車場事業費、新墓園事業費、風力発電事業費

※3 ファシリティマネジメント：土地・建物等を経営資源と捉え、価値の最大化と公共施設の機能・サービスの持続的な維持・向上の視点から、保有のあり方・維持管理・利活用を最適化すること

「特別市」の早期法制化の実現に向けて

政令指定都市制度特有の課題を抜本的に解決し、厳しい社会経済情勢においても、将来にわたってより良い行政サービスを市民の皆様提供していくためには、政令指定都市制度に代わる新たな大都市制度「特別市」の実現が必要です。

大都市横浜が抱える主な課題

- 市と県の二重行政
- 不十分な税制上の措置
- 人口減少社会の到来・超高齢化の進行
- 公共施設の老朽化対策

新たな大都市制度「特別市」が課題を解決

- 市のサービス** 国以外の仕事は全て横浜市が担います
- 市の税金** 横浜市の役割・仕事量に見合った公平な税制にします
- 近隣市町村** 県や近隣市町村と協力して行政運営を行います
- 区** 区役所機能・住民自治を強化します



詳しくはこちら

横浜グリーンエクスポ

横浜グリーンエクスポは、瀬谷区・旭区の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。気候変動という地球規模の課題の解決に向けて、「環境と共生する未来のグリーン社会」の在り方を、横浜から世界に向けて発信します。

公式マスコットキャラクター
トウナウトウンク



©Expo 2027

開催概要

- 名 称：2027年国際園芸博覧会
- 正 式 略 称：GREEN×EXPO 2027 (グリーンエクスポニーゼロニーナ)
- 開 催 者：GREEN×EXPO協会(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)
- 開 催 場 所：旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)
- 開 催 期 間：2027年3月19日(金)～9月26日(日)(192日間)
- テ ー マ：幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～
- 博覧会区域：約100ha(会場区域80ha)
- ク ラ ス：A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
- 参 加 者 数：1,500万人(有料来場者数：1,000万人以上)

計画の策定経過

- 2025(令和7)年9月10日 「新たな中期計画の基本的方向」公表
- 2025(令和7)年12月3日 素案の公表
- 2026(令和8)年5月13日 原案の公表
- 2026(令和8)年6月5日 策定



横浜市

横浜市中期計画 2026-2029
【概要版】
横浜市政策経営・国際戦略局経営戦略課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL (045) 671-2010
FAX (045) 663-4613



令和8年6月 写真提供：横浜市観光協会(表紙の風景写真)、ピクスタ(人物写真の一部)

本編はこちら



泉区制 40 周年！いっずんぬりえコンテスト【周知依頼】

1 事業の趣旨

今年は、泉区が誕生してから 40 周年となることから、年間を通して様々な周年事業を実施しています。その取組の一つとして、未就学児から大人まで誰でも参加できる「泉区制 40 周年！いっずんぬりえコンテスト」を開催します。紙のぬりえはもちろん、パソコンやタブレットを使ったデジタルぬりえも募集しています。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 イベントの概要

(1) 募集期間 令和 8 年 7 月 1 日（水曜日）から 8 月 25 日（火曜日）

(2) 対 象 泉区在住・在勤・在学の方

(3) 応募部門・応募方法

	紙のぬりえ	デジタルぬりえ
応募部門	① 小学生以下 ② 一般（年齢制限なし）	① 中学生以下 ② 一般（年齢制限なし）
応募方法	区役所 101 窓口へ持参または郵送で提出	メールでデータ（jpeg または PDF）を提出



▲イベント詳細

(4) 展 示 応募作品は泉区役所 1 階ホールにて展示いたします。

（予定期間）令和 8 年 10 月 19 日（月曜日）～11 月 12 日（木曜日）

(5) 賞 品 受賞者にはいっずんぬいぐるみ等の豪華賞品をプレゼントします。

(6) 詳 細 <https://www.city.yokohama.lg.jp/izumi/shokai/kinenjigyo40/nurie.html>

4 参考資料

チラシ

泉区区政推進課広報相談係

担当 菅沼、宮野

電話 045-800-2337 /FAX 045-800-2506

メール iz-kohobukai@city.yokohama.lg.jp

泉区制40周年!



未就学児から大人まで
年齢を問わず
ご参加いただけます!

いっずん ぬりえコンテスト

募集期間

7/1(水)から

8/25(火)まで

| 対象 |

泉区在住・在学・在勤の方



応募部門・内容

①紙のぬりえA：小学生以下部門 ②紙のぬりえB：一般部門（年齢制限なし）

⇒ぬりえフォーマットを印刷し自由に塗ってください。

③デジタルのぬりえA：中学生以下部門 ④ デジタルのぬりえB：一般部門（年齢制限なし）

⇒デジタル部門は指定のフォーマットと線画素材をダウンロードの上、PC・タブレット等を活用して作成ください。

応募方法

紙のぬりえ：泉区役所区政推進課（101窓口）に、郵送または直接提出。

デジタルのぬりえ：募集メールアドレス宛に提出。

展示・表彰など

ご応募全作品を泉区役所にて展示いたします!

入賞された方には、記念式典へのご参加をお願いする場合があります。

入賞者には
豪華賞品
をプレゼント!

ぬりえイラスト素材



個性豊かな作品をお待ちしています!!

各種様式のDL、募集要領・注意事項は
二次元コードからご確認ください。



賞品イメージ

令和 8 年度地域の担い手創出支援事業
「自治会町内会担い手づくり講座」の実施について（ご案内）

1 趣旨

自治会町内会の会長や役員の皆さまにおかれましては、日頃から地域の様々な活動にご尽力くださり感謝申し上げます。

令和 8 年度も自治会町内会の会長や役員の皆さまを対象に、役員のなり手不足や会員の高齢化という顕在化してきている課題に対し、新たな参加者を増やすための工夫や、具体的事例を踏まえた効果的な手法について、自治会町内会運営のヒントとしていただくための講座を実施します。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いするとともに、参加についてご検討ください。

3 講座の概要

地域の担い手を増やすきっかけとなるような、誰もが関わることのできる「小さな参加のかたち」の考え方や実践事例をご紹介します。

(1) 講師

大塚 朋子氏（NPO 法人 こまちぷらす理事）

地域における多様な主体との関わりや、地域の担い手を増やすきっかけづくりなどについてお話しいただきます。

落合 稔氏（東京都大田区 田園調布西町会会長）

実際の自治会・町内会活動のご経験を交えながら、新たな担い手づくりや参加促進の工夫について、実践事例をお話しいただきます。

(2) 日時・会場

- ① 9 月 5 日（土） 14 時～16 時 【かながわ県民センター】
- ② 9 月 10 日（木） 14 時～16 時 【サンハート（旭区民文化センター）】
- ③ 9 月 16 日（水） 14 時～16 時 【港南公会堂】
- ④ 9 月 29 日（火） 14 時～16 時 【緑公会堂】

4 申込み方法等

(1) 申込み方法

電子申請システムでの申請または
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。



▲電子申請システム
(お申込みはこちらから)

(2) 申込期限：令和8年8月14日（金）まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、
ご希望の回に参加いただけない場合のみ、8月28日（金）までにメールでご連絡いたします。
(定員に満たない場合は、引き続き受け付けます)

(3) Eメール、電話またはFAXによる申込み・問合せ先

電話：800-2333

FAX：800-2507

Email: iz-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

(申込み・問合せ先の詳細は、添付のチラシをご参照ください)

5 添付資料

チラシ：「気軽な参加から広げよう！ 自治会町内会担い手づくり講座」

※本市ホームページにも掲載します。



▲令和8年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

6 令和7年度の開催実績（参考）

昨年度は「防災」をテーマに、地域のつながりづくりを目的とした講座を実施しました。
収録動画を市のホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

参加者の感想

- ・今後の自治会活動の参考になった。
- ・地域の皆さんにどのように自治会活動に関わってもらおうかを考える機会になった。
- ・自分の自治会や周りの友人等へ内容を共有したいと思った。



▲令和7年度地域の担い手創
出支援事業ホームページ

地域振興課地域力推進担当

担当 井戸、宇野

電話 045-800-2333 /FAX 045-800-2507

メール iz-chiikiriyoku@city.yokohama.lg.jp

申込
期限

令和8年8月14日(金)まで

※応募者多数の場合は抽選で受講者を決定し、ご希望の会場・日時に参加
いただけない場合のみ、8月28日(金)までにメールでご連絡いたします。

※定員に満たない場合は、引き続き受付

受講対象者

市内自治会町内会の会長や役員等の皆さま
(自治会町内会で活動している方、地域活動に取り組んでいる方も可)

申込方法

電子申請システムでの申請または下記【申込事項】を記入の上、
Eメール、電話、FAXのいずれかでお申込みください。

電子申請システムにてお申込みの方

横浜市電子申請システム ▶ 手続き一覧(個人) ▶ 自治会町内会担い手づくり講座 で検索

申込事項

- ①希望する会場・日時 ②自治会町内会名 ③役職名 ④参加人数
⑤名前(漢字) ⑥名前(ふりがな) ⑦電話番号 ⑧メールアドレス



こちらの
二次元コードから
お申し込み

お問合せ・申込先(各区地域力推進担当)

青葉区 ☎045-978-2286 ✉ao-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	港南区 ☎045-847-8383 ✉kn-chiiki@city.yokohama.lg.jp	戸塚区 ☎045-866-8328 ✉to-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
旭区 ☎045-954-6028 ✉as-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	港北区 ☎045-540-2247 ✉ko-chikara@city.yokohama.lg.jp	中区 ☎045-224-8136 ✉na-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
泉区 ☎045-800-2333 ✉iz-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	栄区 ☎045-894-8936 ✉sa-chiryoku@city.yokohama.lg.jp	西区 ☎045-320-8319 ✉ni-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
磯子区 ☎045-750-2398 ✉is-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	瀬谷区 ☎045-367-5789 ✉se-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	保土ヶ谷区 ☎045-334-6380 ✉ho-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
神奈川区 ☎045-411-7026 ✉kg-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	都筑区 ☎045-948-2474 ✉tz-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	緑区 ☎045-930-2237 ✉md-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp
金沢区 ☎045-788-7809 ✉kz-tiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	鶴見区 ☎045-510-1678 ✉tr-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp	南区 ☎045-341-1239 ✉mn-chiikiryoku@city.yokohama.lg.jp

※FAXでお申込みをご希望の方は、市民局地域活動推進課宛てにお送りください。☎045-664-0734

※お申込みにあたりいただいた個人情報は、本事業以外には使用いたしません。

自治会町内会の
会長や役員等の
皆さまへ

令和8年度

参加
無料

気軽な参加から広げよう!

自治会町内会 担い手づくり講座

「関わり方」を工夫することで、
担い手を増やすきっかけとなるかもしれません。
本講座では、誰もが関わることのできる
「小さな参加のかたち」の考え方や
実践事例を学ぶことができます。



	日程	時間	会場
1	9月5日(土)	14:00~16:00 (受付13:30~)	かながわ県民センター
2	9月10日(木)	14:00~16:00 (受付13:30~)	サンハート (旭区民文化センター)
3	9月16日(水)	14:00~16:00 (受付13:30~)	港南公会堂
4	9月29日(火)	14:00~16:00 (受付13:30~)	緑公会堂

※講座内容は、各会場同じです。

電子申請システムでの
お申込みはこちらから



申込
期限

令和8年
8月14日(金)まで

主催：市民局地域活動推進課 委託先：株式会社イータウン

日時・会場・定員

1

日時 令和8年9月5日(土)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **かながわ県民センター**
神奈川区鶴屋町2-24-2
「横浜駅」西口・きた西口から徒歩5分

定員 150名

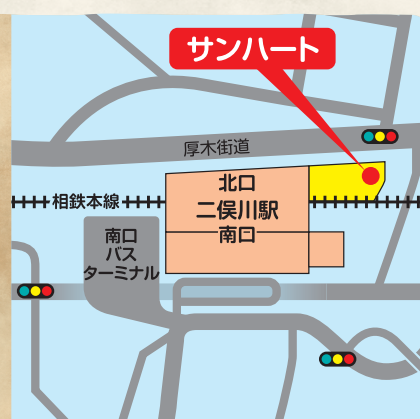


2

日時 令和8年9月10日(木)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **サンハート(旭区民文化センター)**
旭区二俣川1-3
相鉄本線「二俣川駅」北口から徒歩1分

定員 100名

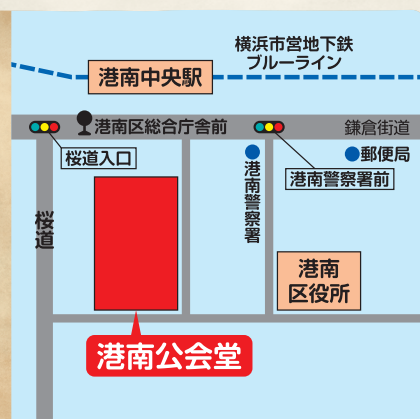


3

日時 令和8年9月16日(水)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **港南公会堂**
港南区港南中央通10-1
市営地下鉄ブルーライン「港南中央駅」1番出口から徒歩1分

定員 100名



4

日時 令和8年9月29日(火)
14:00～16:00(受付13:30～)

会場 **緑公会堂 緑区寺山町118**
JR横浜線／市営地下鉄グリーンライン「中山駅」南口または2番出口から徒歩5分

定員 100名



●会場ごとに定員があります。●講座内容は、各会場同じです。
※講座の様子を撮影し、HPや広報に掲載する場合がありますのでご了承ください。

講座内容・講師紹介

／考え方から実践まで学ぶ／

自治会町内会 担い手づくり講座

本講座では、地域の担い手を増やすきっかけとして、

「小さな役割づくり」 「出来る範囲での参加を認め合う仕組み」

など、具体的な考え方や実践事例をご紹介します。

講師

大塚 朋子 氏
NPO法人こまちぶらす理事



自身も子育て中にこまちぶらすにボランティアとして関わり、後にスタッフになる。こまちぶらすでは、ボランティアコーディネートや多様な方々との対話の場の企画、企業・商店との協働事業、居場所づくり講座等を担当。出産前は、障害者支援・地域ケアプラザにて地域活動支援や高齢者支援の業務に携わる。社会福祉士・精神保健福祉士。

講師

落合 稔 氏
東京都大田区
田園調布西町会会長



多摩川近くの閑静な住宅地にある900世帯の町会の会長。「住みよい街・住みたい街」にしていきたいために、住民の声を反映した町会運営を目指し、アンケート調査を実施。同時に防災及び町会運営のサポーターを募集したところ、50名近くが集った。サポーターの強みを活かせる活躍の場を創出するなど、住民参加型の地域運営に取り組んでいる。

※講座の内容は予定です。変更になる場合があります。

アドバイザー 派遣の ご案内

講座で学んだことを一緒に実践しませんか
自治会町内会の皆さまが抱える運営の悩みに寄り添いながら、担い手づくりの実践に向けた企画や活動をサポートをします。
ご興味のある方は、会場にてスタッフにお問い合わせください。



泉区連長会資料
令和8年7月17日
泉区福祉保健課

地区連合自治会町内会長 様
自治会町内会長 様

泉区福祉保健センター
福祉保健課長 岩井 裕子

令和8年度ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業実施に係る
民生委員・児童委員訪問について（情報提供）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、区政及び地域福祉の推進に御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、訪問通知を対象となる方にお送りしておりますが、今後
8月～10月にかけて民生委員・児童委員による訪問が行われることを情報提供
させていただきます。

添付資料

民生委員・児童委員訪問通知

（問合せ先）

泉区福祉保健課運営企画係
梅田、片山
電話 800-2401



ご高齢の方だけでお住まいの皆様を対象に 民生委員等が訪問します

横浜市の事業として、民生委員・児童委員等が80歳以上のひとり暮らし及びご高齢の方だけでお住まいの皆様のご家庭を訪問する取組を行っています。

今年度も、民生委員・児童委員が日常生活上の心配ごとや緊急時のご連絡先等をおたずねいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

令和8年6月

泉区民生委員児童委員協議会会長 石井 マサ子
泉区長 藤岡 謙二

■ 実施時期

令和8年8月から10月の間

■ 訪問対象

1. 80歳以上のひとり暮らしの方
2. 75歳以上の方だけでお住まいで、
その中に80歳以上の方が含まれる世帯

■ 訪問者

お住まいの地区の民生委員

■ お願いとお知らせ

- ・このお手紙は、令和8年5月18日時点の住民基本台帳の情報に基づいてお送りしていますので、実際はひとり暮らしではない方や、ご転居や入所等でご住所に住んでいない方などにも届く場合があります。
- ・一部対象とならない方（以下に該当する方）がいらっしゃる場合があります。
民生委員とすでに顔見知りの方、包括サービスを受けている方、介護保険の認定を受けてケアマネジャーと契約している方。

・ **民生委員の訪問を希望しない場合**は、お手数ですが、
7月6日（月）までに区役所へご連絡ください。

泉区役所 福祉保健課 運営企画係

電話 045-800-2401 FAX 045-800-2516

電話・FAX でのご連絡が難しい場合などは、
右記二次元コードからのご連絡が可能です。
ご活用ください。



訪問不要連絡用二次元コード



※ 民生委員以外にも、地域包括支援センター（地域ケアプラザ）や泉区福祉保健センターの職員が訪問する場合があります（いずれも身分証明書を携帯しております。）。

民生委員等が、訪問の際に物品を販売したり料金を請求したりすることは一切ありません。

裏面あり

■ 横浜市『ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業』について

横浜市の事業として、区役所、民生委員、地域包括支援センターが連携・協力し80歳以上のひとり暮らし高齢者等の皆様のお宅を訪問し、近況や日常生活上の困りごと、緊急連絡先などをお伺いする取組を実施しています。

民生委員や地域包括支援センターの職員には、法律で守秘義務が課せられておりますので、個人情報をお口外することはありません。介護保険サービスの利用方法など個人的なご相談がある場合は、適切に相談機関へつなぐお手伝いをさせていただきます。

■ 民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は法律に基づき、地域からの推薦により、厚生労働大臣から委嘱されています。高齢者、子ども、障害のある方など全ての方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、支援を必要とする方の相談に応じ、関係機関につなぐなど、問題解決の支援をしています。

■ 地域包括支援センター（地域ケアプラザ）について

高齢者が抱えるさまざまな相談を受け付け、介護保険をはじめとした医療や福祉等さまざまなサービスの情報提供を行っています。

保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門のスタッフがご相談に応じます。

年末年始及び施設点検日（月1回）を除き、土曜・日曜・祝日も開館しています。

お住まいの地域	名称	電話番号
和泉町2000～4999番（2253番、3151～3152番を除く）、5000～5999番（都市計画道路権太坂和泉線の南側）、ゆめが丘1番地～15番地、和泉が丘3丁目34～35番、37～40番、和泉中央南2丁目1番～23番、24番（52～58号）、25番（21～34号）、26番（74～85号）、29～33番、3丁目、4丁目、5丁目、和泉中央北1丁目～6丁目	いずみ中央 地域ケアプラザ	805-1792
和泉町5000～5999番（都市計画道路権太坂和泉線の北側）、6000番以降、弥生台（33-1番を除く）	いずみ野 地域ケアプラザ	804-2732
岡津町（2067～2069番、2777～2833番、3013番を除く）、西が岡、領家、桂坂	岡津 地域ケアプラザ	812-0801
白百合、中田町、中田北、中田東、中田西、中田南	踊場 地域ケアプラザ	801-2922
上飯田町	上飯田 地域ケアプラザ	802-8556
下飯田町、和泉町1～1999番、2253番、3151～3152番、和泉が丘1丁目、2丁目、3丁目1～33番、36番、和泉中央南1丁目、2丁目24番（1～48号）、25番（1～16号、35号、36号）、26番（1～72号）、27～28番、34～39番、下和泉、ゆめが丘16番地以降	下和泉 地域ケアプラザ	802-9926
緑園、池の谷、新橋町、岡津町2067～2069番、2777～2833番、3013番、弥生台33-1番	新橋 地域ケアプラザ	810-3261

地区連合自治会町内会長 様

泉区福祉保健課長

泉わくわくプランの周知(タウンニュースへの掲載)について(情報提供)

第5期泉わくわくプラン(泉区地域福祉保健計画)が完成し、令和8年度は推進1年目となります。12地区の地区別計画の取組を住民の皆様に広く知っていただくとともに、地域活動への参加を促すことを目的として、地域で行われる行事やイベント等をタウンニュース(各地区、年間を通し1回)で紹介します。

1 掲載時期

令和8年度6月～3月末の期間中に1回

2 掲載までの流れ

- ① 掲載を希望する内容や時期の1, 2か月前にタウンニュースの取材
- ② 掲載案をタウンニュースが作成→内容確認→掲載

3 地域への依頼状況

3月の地区社協分科会にて、掲載希望記事について提出を依頼しました。現在各地区の担当職員を通じて取材等が行われています。(既に掲載済の地区もあります。)

また、タウンニュースとのつながりができた際には、ぜひ積極的にお声掛けいただき、地域の取組等の取材につなげていただくと幸いです。

4 掲載記事のサイズ

1地区あたり、中面全3段(左右 24.9cm×天地 9.6cm)の1/2

【担当】

泉区福祉保健課事業企画担当

担当者 久保田・伊藤・坂川

電話 800-2433

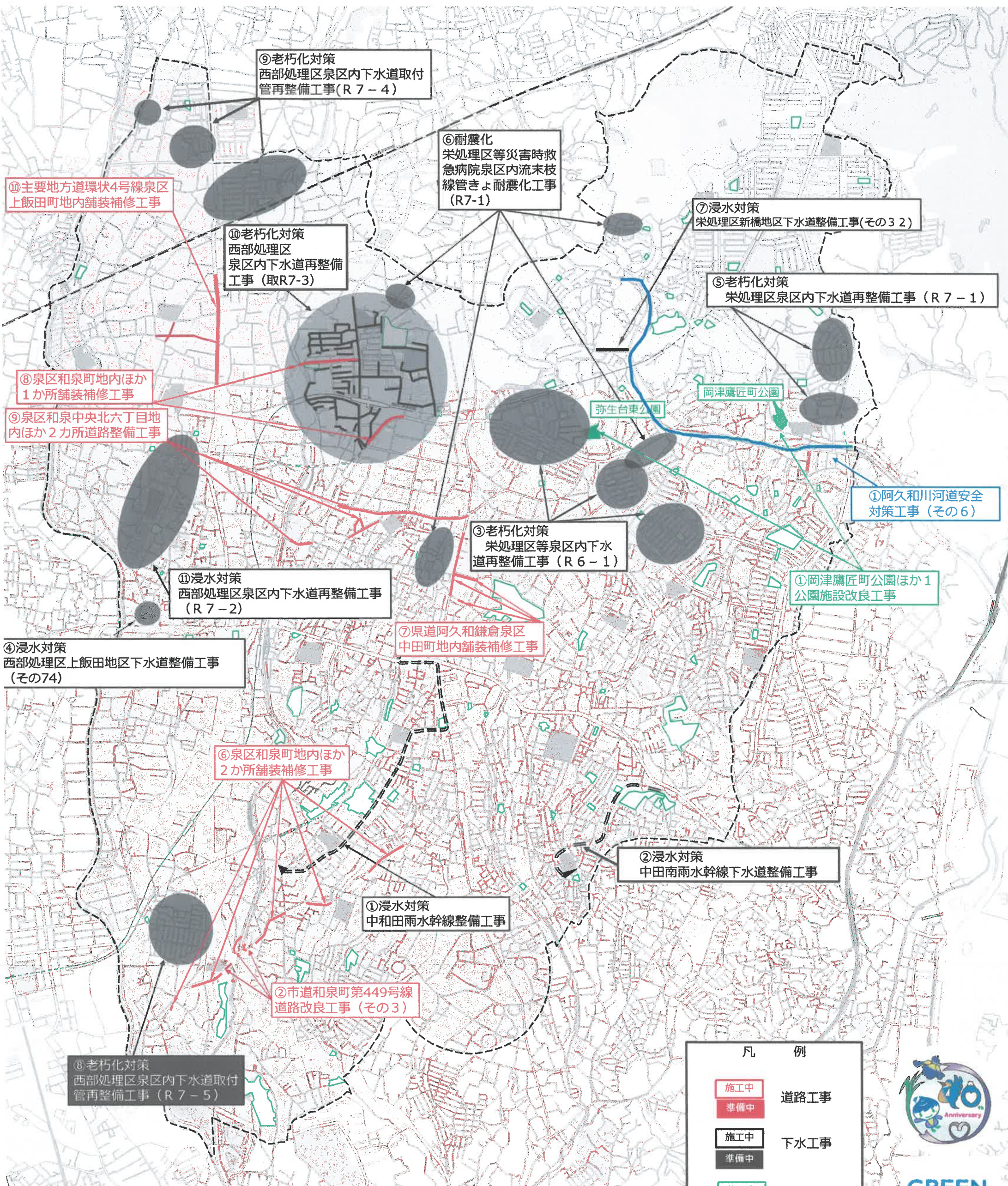
FAX 800-2516

メール iz-chifuku@city.yokohama.lg.jp

泉土木事務所管内工事箇所図

資料 13

(令和8年7月17日時点契約中の工事件名)



- 主な工事を記載しました。
(工事が決まり次第、各担当者から町内会長にご報告いたします。)
- 上記に記した工事は予定であり、中止、延期、変更する場合があります。
- 工事の予定箇所についても、大まかな範囲であり着色部分をすべて施工するとは限りません。
- 工事の通し番号は年度の切り替えのため新たに付け直しています。

凡 例	
施工中	道路工事
準備中	
施工中	下水工事
準備中	
施工中	公園工事
準備中	
施工中	河川工事
準備中	



GREEN
X
EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

資料14

泉区連長会資料
令和8年7月17日
泉消防署

泉区 火災・救急状況

※ 数値や火災原因項目は速報値のため、変更になることがあります。

令和8年6月30日現在

火災状況		泉区内		
		令和8年	令和7年	増△減
火災件数		20	16	4
火災種別	建物火災	14	9	5
	車両火災	1	2	△ 1
	その他火災	5	5	0
	林野火災	0	0	0
	船舶火災	0	0	0
	航空機火災	0	0	0
損害程度	焼損床面積(㎡)	305	112	193
	死者	0	0	0
	負傷者	7	3	4

泉区内 主な火災原因	令和8年	令和7年	増△減
たばこ	6	2	4
こんろ	3	3	0
放火(疑い含む)	2	3	△ 1
電気機器	2	2	0
電灯・電話等の配線	1	0	1
上記以外の火災原因	6	6	

※ 主な火災原因の中には調査中のものがあり、翌月以降、変更になることがあります。

救急状況		泉区内		
		令和8年	令和7年	増△減
救急出場件数		4,765	4,968	△ 203
救急種別	急病	3,251	3,492	△ 241
	交通事故	156	185	△ 29
	一般負傷	912	865	47
	その他	446	426	20

地区連合別火災発生状況

連合名	件数
中川地区	2
緑園地区	0
新橋地区	1
和泉北部地区	0
和泉中央地区	3
下和泉地区	1

連合名	件数
富士見が丘地区	5
上飯田地区	3
上飯田団地地区	0
いちょう団地地区	0
中田地区	4
しらゆり地区	0
その他	1